

行方市障害者計画 行方市第5期障害福祉計画 行方市第1期障害児福祉計画

やさしさあふれる健康 福祉のまちをめざして



平成30年3月

行方市

はじめに

行方市では、「やさしさあふれる健康福祉のまちをめざして」を理念として、「人間性の尊重」「自主・自立の確保」「社会参加の促進」を目指して、障害者施策を総合的・計画的に推進してきたところです。



この間、障害者総合支援法及び児童福祉法の施行・改正により、市町村は障害福祉サービス等の整備を計画的に進めるために障害福祉計画、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する障害児福祉計画を定めるものとされました。

このたび、本市では改定時期に伴う「第2次行方市障害者計画」「行方市第5期障害福祉計画」「行方市第1期障害児福祉計画」を併せて策定いたしました。

これらの計画に基づき、障害のある人すべての人が安心して生活できるよう、障害福祉サービスを充実させ、必要なサービス提供が受けられるよう障害者・家族の声を聞きながら整備することが求められます。

今後も、本計画並びに障害者基本計画の理念、目標の実現に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ関係各位におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様や関係機関の方々、貴重なご意見、ご提案をいただきました行方市地域自立支援協議会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成30年3月

行方市長 鈴木 周 也

目次

第1部 総論

第1章 基本的事項	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の法的位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定にあたって	4
第2章 障害者の現況	6
1. 障害者数の状況	6
2. 障害福祉サービスの概況	10
第3章 アンケート調査結果	15
1. アンケートの概要	15
2. アンケート集計結果	15

第2部 行方市障害者計画

第1章 計画の基本方針	35
1. 計画の基本理念	35
2. 計画推進の基本的な視点	35
3. 基本目標	36
4. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進	37
5. 計画の施策体系	38
第2章 施策の展開	39
1. とともに生きる地域づくり	39
2. 生きがいを感じる就労	39
3. すこやかな暮らし	40
4. 自立した生活	40
5. 安全で快適な暮らし	41
6. 合理的配慮の提供	41
7. 運動やスポーツ活動の創出	42

第3部 行方市第5期障害福祉計画

第1章 施策の方向性について	45
1. 相談や教育の推進	45
2. 雇用や就労支援	46
3. 保健や医療の充実	47

4. 福祉サービスの充実	49
5. 福祉のまちづくり	52
6. 人権尊重のまちづくり	54
7. スポーツ環境の整備	55
第2章 計画期間の成果目標の設定	56
1. 平成32年度の成果目標の設定	56
第3章 障害福祉サービス等の必要量の見込み	60
1. 障害福祉サービスの見込量の設定	60
2. 地域生活支援事業の実施について	63
第4章 計画の点検及び評価	66
1. 点検及び評価の基本的な考え方	66
2. 点検及び評価体制	66
3. 自立支援協議会の役割	67

第4部 行方市第1期障害児福祉計画

第1章 障害児福祉計画	71
1. 障害児福祉計画について	71
2. 計画の策定にあたって	71
3. 障害児福祉サービスの内容	72
第2章 計画期間の成果目標の設定	73
1. 第1期計画における成果目標の設定	73
第3章 障害児福祉サービス等の必要量の見込み	74
1. 障害児福祉サービスの見込み量	74

付属資料

1. 行方市障害者計画策定委員会設置要項	79
1. 行方市障害者計画検討委員会設置要項	81

表紙：島田 和さん 作品「桜のフクロウ」

本文中の元号表記について

2019年5月1日以降、「平成」に代わって新たな元号となりますが、本文中においては、読む人にとっての理解しやすさを重視し、経年の連続性が理解しやすいことから元号変更後も「平成」の元号を便宜的に使用することとします。

第 1 部

総 論

第1部 総論

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に、障害者基本法に基づく「行方市障害者基本計画」と障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づく「行方市障害福祉計画」を同時に策定し、障害者及び障害児が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスにかかる給付その他の支援を実施しています。

障害者基本法の基本理念では、すべての障害者は「個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」、「何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」とされており、これらの理念に基づき障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策が、総合的かつ計画的に推進し障害者の福祉の増進が図られることとなります。

なお、本計画は、国の障害者基本計画及び国の定める基本指針並びに茨城県の「第2期新しいばらき障害者いきいきプラン」を基本とするとともに、「行方市総合戦略書」やその他の施策との整合性を図りながら、本市の障害者施策を計画的に推進します。

2. 計画の法的位置づけ

この計画は、「やさしさあふれる健康福祉のまちをめざして」市民や企業、サービス事業所や関係機関、行政がそれぞれの役割を担えるよう、本市のまちづくりの方向と目標、具体的な施策の進め方を示しています。

また、国が定めた障害者基本法・障害者総合支援法等の関連法を踏まえ、国や県の取り組みと連携し、「行方市総合戦略」や「福祉・子育て等の関連諸計画」との整合性を図りながら施策を進めていきます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、「障害者計画」が平成30年度～平成35年度までの6か年、「障害福祉計画」が平成30年度～平成32年度までの3か年、「障害児福祉計画」が平成30年度～平成32年度までの3か年とします。

なお、計画期間においても、国や県の障害者施策の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

図表 1 基本計画年度

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
行方市障害者基本計画(10か年)		1年延長 →	行方市障害者計画(6か年)					
第4期 行方市障害福祉計画			第5期 行方市障害福祉計画			第6期 行方市障害福祉計画		
			第1期 障害児福祉計画		第2期 障害児福祉計画			

4. 計画の策定にあたって

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、各種の既存資料を整理するとともにアンケート調査をベースに、障害者の現状や意向等の内容を掲載しております。

次に、障害者の代表、医療・教育・福祉等に従事する専門家、学識経験者等の各方面の委員の参加のもとで、計画策定委員会を開催し幅広い意見の反映に努めました。

また、本計画には、福祉分野だけではなく保健・医療・教育など多種多様な分野が関わっているため、庁内検討委員会を開催して横断的かつ整合性のとれた計画づくりに努めました。

(2) アンケート調査

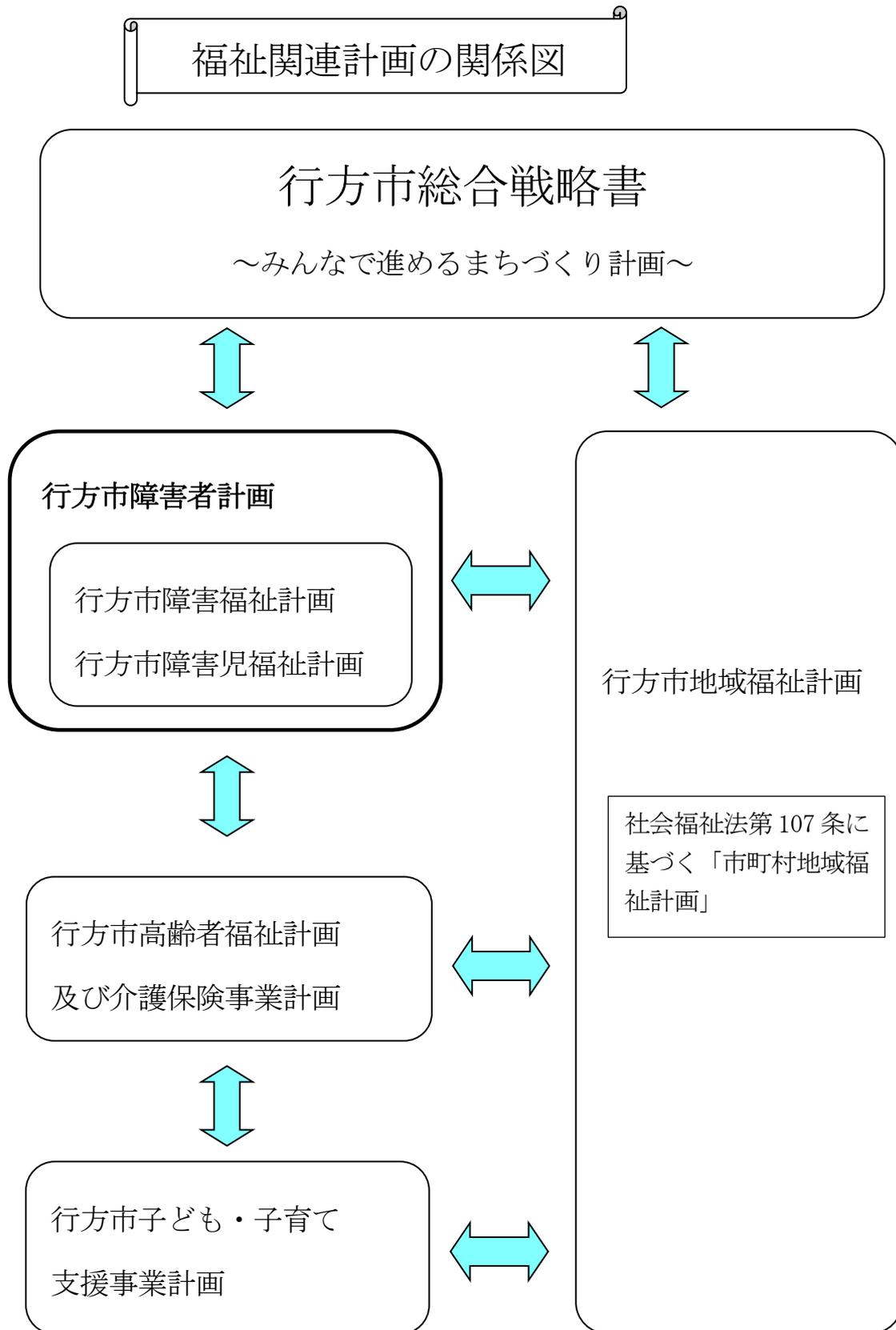
行方市在住もしくは行方市民であって、特別支援学校及び事業所に通所している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び、自立支援医療、指定難病特定医療費受給者証を受けている人を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

行方市のホームページに本計画素案を掲示しました。パブリックコメント※1形式で広く市民の意見及び情報を募集し、その内容を計画策定に考慮するとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を公表しました。

※1 パブリックコメント：市の重要な計画や条例などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、広く市民の皆さんにご意見を求め、提出されたご意見を考慮して決定していくものをいう。

図表2 計画の位置づけ



第2章 障害者の現況

1. 障害者数の状況

(1) 手帳所持者数

平成29年4月1日現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳1,353人、療育手帳315人、精神障害者保健福祉手帳180人の合計1,848人となっており、総人口の5.14%が手帳所持者という状況です。

平成25年度から平成29年度までの所持者の伸率は身体障害者手帳が-2.3%減、療育手帳所持者6.8%増、精神障害者保健福祉手帳は34.3%増と高い伸率となっています

図表3 手帳所持者数

(単位：人)

手帳種類 \ 年	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	伸率
身体障害者手帳 (総人口比)	1,385 (3.63%)	1,406 (3.74%)	1,382 (3.73%)	1,371 (3.75%)	1,353 (3.76%)	-2.3%
療育手帳 (総人口比)	295 (0.77%)	300 (0.80%)	301 (0.81%)	304 (0.83%)	315 (0.88%)	6.8%
精神障害者保健福祉手帳 (総人口比)	134 (0.35%)	150 (0.40%)	183 (0.49%)	179 (0.49%)	180 (0.50%)	34.3%
計 (総人口比)	1,814 (4.76%)	1,856 (4.94%)	1,866 (5.04%)	1,854 (5.08%)	1,848 (5.14%)	1.9%
総人口【参考】 (住民基本台帳)	38,114	37,564	37,013	36,522	35,940	-5.7%

身体障害者手帳所持者の内訳

平成29年4月1日現在の等級別で見ると、1級の486人と2級の211人を合わせた重度の方が51.5%を占めます。

障害別で見ると、肢体不自由者が731人で全体の54%を占め、次いで内部障害者が437人と32%を占めています。

図表4 身体障害者 障害・年齢・等級別

H29.4.1 現在 (単位:人)

障害名	年齢	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	18歳未満	1	0	0	1	0	0	0
	18歳以上	82	44	22	4	2	7	3
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	4	0	1	2	1	0	0
	18歳以上	87	9	24	14	14	0	26
音声・言語・そしゃく機能	18歳未満	0	0	0	0	0		
	18歳以上	11	1	1	5	4		
肢体不自由	18歳未満	10	4	0	2	2	1	1
	18歳以上	721	126	161	133	183	82	36
内部障害	18歳未満	4	1	0	2	1		
	18歳以上	433	301	2	46	84		
計	18歳未満	19	5	1	7	4	1	1
	18歳以上	1334	481	210	202	287	89	65

療育手帳所持者の内訳

年齢別で見ると、18歳未満の障害児は50人、平成28年度新規交付数は11人、18歳未満が10人、18歳以上が1人です。

図表5 年齢・等級別の内訳(総数)

H29.4.1 現在 (単位:人)

年齢 \ 等級		最重度 (㊤)	重度 (A)	中度 (B)	軽度 (C)	計
18歳未満	男	3	7	10	9	29
	女	2	6	6	7	21
	計	5	13	16	16	50
18歳以上	男	40	45	40	40	167
	女	17	34	19	19	98
	計	57	79	59	59	265
総合計	男	43	52	49	49	196
	女	19	40	26	26	119
	計	62	92	75	75	315

図表6 年齢・等級別の内訳（新規）

平成28年度（単位：人）

年齢		等級	最重度（㊤）	重度（A）	中度（B）	軽度（C）	計
18歳未満	男		0	0	0	4	4
	女		0	0	2	4	6
	計		0	0	2	8	10
18歳以上	男		0	0	0	0	0
	女		0	0	1	0	1
	計		0	0	1	0	1
総合計	男		0	0	0	4	4
	女		0	0	3	4	7
	計		0	0	3	8	11

精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

平成29年4月1日現在の等級別で見ると180人で総人口比約0.5%です。

なお、自立支援医療費（精神通院）受給者証の交付を受けている人は414人で、手帳所持者は受給者証交付者の44%という状況です。受給者証の交付者、手帳所持者ともに年々増加しています。

図表7 等級別の内訳

平成28年度末現在（単位：人）

	1級	2級	3級	計
所持者	36	103	41	180

図表8 自立支援医療費（精神通院）受給者証交付者数

（単位：人）

	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
所持者	358	371	389	404	414

(2) 難病患者数

難病患者に対する医療費の助成制度は保健所が窓口で申請が行われ、認定者には指定難病特定疾患医療受給者証が交付されています。

行方市では、平成20年度から年額10,000円、平成27年度から年額20,000円を対象申請者又は対象児の保護者に対し「難病患者見舞金」として支給しています。

なお、対象となる疾病数が平成26年度56から平成29年4月に330まで拡大されました。

図表 9 難病見舞金申請者数

(単位：人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受給者証所持者	205	191	192	220	200
申請者	80	83	82	90	95
申請率 (%)	39.0	43.4	42.7	41.0	45.2

(3) 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスのうち、18歳以上の方が障害福祉サービスを受ける場合には市が障害支援区分の認定を行い鹿行広域事務組合審査会にて審査を行います。

認定者数は、平成29年4月末現在で206人となっており、そのうち知的障害者が約半数の109人と最も多く、次いで身体障害者56人、精神障害者が28人、難病患者のみでの申請をする人はいませんでした。

図表 10 障害支援区分の認定状況

平成29年4月末現在(単位：人)

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
身体障害	0	3	14	13	8	18	56
知的障害	1	7	18	24	30	29	109
精神障害	1	12	7	6	1	1	28
身体・知的	0	1	0	0	2	10	13
難病	0	0	0	0	0	0	0
計	2	23	39	43	41	58	206

2. 障害福祉サービスの概況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、市における利用ニーズは年々高まっています。

行動援護や同行援護の利用者は少ないため、今後サービスに関する周知を行い、必要な人が利用できるような体制づくりが必要です。

図表 1 1 訪問系サービス

(単位：人)

サービス種別	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	64	66	60	64	63
重度訪問介護	0	0	0	0	0
行動援護	1	3	3	3	2
同行援護	3	5	5	5	5
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
小 計	68	74	68	72	70

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練等の他、日中の居場所づくりなど地域生活支援の重要な拠点となっています。

生活介護や就労移行支援・就労継続支援B型事業所は市内にありますが、就労継続支援A型事業所へは近隣市に通所しています。

図表 1 2 日中活動系サービス

(単位：人)

サービス種別	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	84	101	103	109	99
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	3	2	4	4
就労移行支援	6	7	9	15	11
就労継続支援(A型)	2	8	11	13	18
就労継続支援(B型)	67	82	83	80	80
短期入所	12	43	39	40	15
療養介護	5	5	5	5	5
小 計	191	249	252	266	232

(3) 居住系サービス

住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで大変重要な取り組みで市内に4か所のグループホームがあり、今後は、本人の希望や生活能力により、施設入所からグループホームへの移行を進めていきます。

図表13 居住系サービス

(単位：人)

サービス種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	7	26	27	34	35
共同生活介護 (ケアホーム)	17				
施設入所支援	63	65	67	70	70
計	87	91	94	104	105

(4) 相談支援

障害者の相談支援体系は、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援の3つに大きく分類されており、内容については次のとおりです。

① 基本相談支援

障害者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。

② 地域相談支援

病院や施設で長期入所等していた方が、地域で生活するための住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

居宅で一人暮らしをしている方について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などの支援をします。

③ 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する人が、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。

第 1 部

第 3 章

アンケート調査結果

第3章 アンケート調査結果

1. アンケートの概要

計画の策定にあたり、障害のある人の生活実態や障害福祉サービス等に関するニーズを把握し、検討の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

1) 調査対象者

- ・市内の就労継続支援事業所に通所している障害者（児）
- ・行方市身体障害者福祉協議会会員
- ・市障害福祉窓口来所者等

2) 調査方法

- ・就労継続支援事業所等を通して配布・回収
- ・郵送による配布・回収
- ・窓口及び訪問による調査

3) 調査期間

平成29年7月12日 ～ 8月10日まで

年齢区分、障害別の回答件数

区分		件数	備考
全 体		121	有効件数
18歳以下		8	
19歳以上		112	
障害区分	身体障害	49	身体障害者手帳所持者
	知的障害	62	療育手帳所持者
	精神障害	18	精神障害者保健福祉手帳所持者
特定疾患		2	一般特定疾病受給者証所持者

注：件数には、記載なしや障害の重複のものがあるため、合計と全体が異なる場合があります。

2. アンケート集計結果

※割合の計は四捨五入により合わない場合があります。

問1 この調査の記入者はどなたですか。

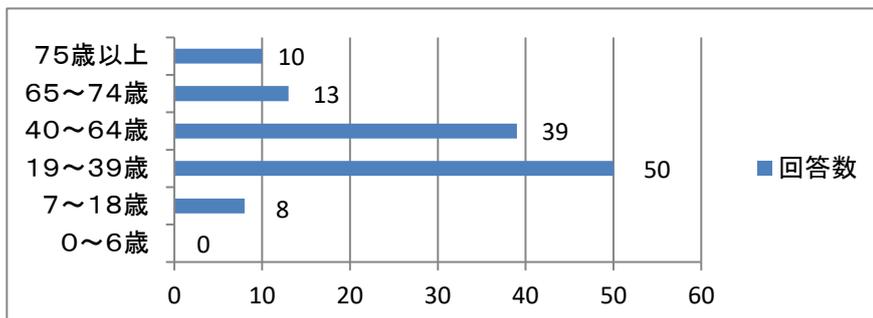
	回答数	割合 %
本人	46	45
家族	40	39
施設・事業所職員	16	16
その他の方	1	1
計	103	100

記入者の質問に、「身体障害」「精神障害」「特定疾患」の場合、本人に記入をしていただけましたが、「知的障害」の場合、家族記入が必要の方が多いようです。

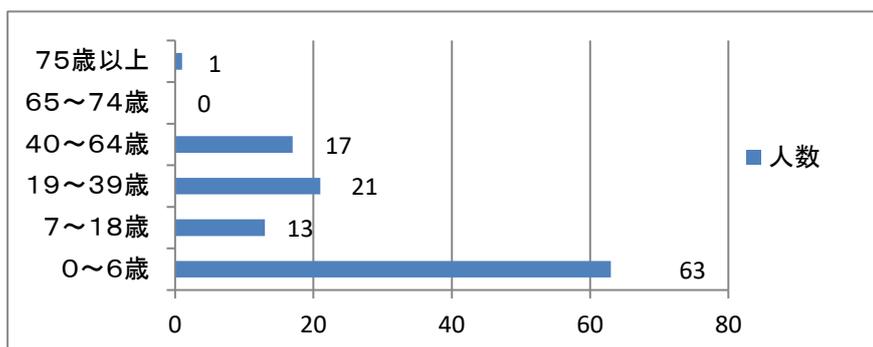
問2 あなたの性別は。

	回答数	割合 %
男性	73	61
女性	47	39
計	120	100

問3 あなたの年齢は。

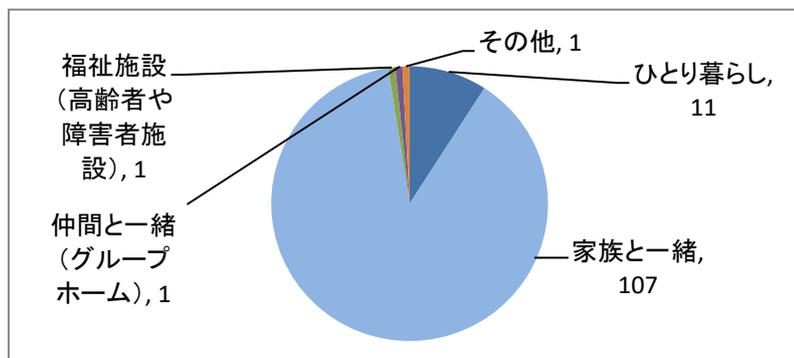


問4 障害もしくは、難病が発症したのはいつ頃ですか。



問3、問4の質問より、幼少期に障害を発症した方が成人されて、回答していただいていると思われます。

問5 現在、どのように（どこで）暮らしていますか。

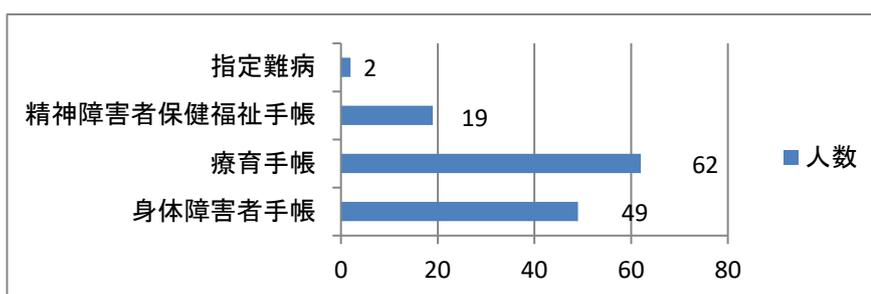


問6 主な障害や難病の治療に関して、最近6か月の医療機関の受診状況を教えてください。

	回答数	割合 %
入院・通院ともしていない	41	34
主に通院している	76	63
主に往診してもらっている	1	1
入院と通院が半分くらい	1	1
主に入院している	1	1
計	120	100

障害を発症後、「通院」「入院」が必要な方が66%います。

問7 あなたは次のような手帳を持っていますか。または、指定難病特定医療費受給者証を持っていますか。



手帳の種類別の割合にすると、療育手帳所持者が47%、次いで身体障害者が37%、精神障害14%、特定疾患受給者証2%と続いています。

1. 身体障害者手帳

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	割合 %
視覚	1	0	0	0	0	1	2	4
聴覚・平衡機能	1	0	1	1	0	0	3	6
音声・言語等	0	0	0	0	0	0	0	0
上肢・下肢・体幹	15	8	1	5	2	2	33	69
内部	3	0	1	1	0	0	5	10
その他	1	0	1	0	0	0	2	4
未記入	1	1	1	0	0	0	3	6
計	22	9	5	7	2	3	48	100
割合 %	46	19	10	15	4	6	100	

※一部未記入があります。

2. 療育手帳

	回答数	割合 %
マルA	16	26
A	22	35
B	20	32
C	4	6
計	62	100

3. 精神障害者保健福祉手帳

	回答数	割合 %
1級	2	11
2級	13	68
3級	4	21
計	19	100

問8 あなたは、「障害福祉サービス」を利用するための障害支援区分を受けていますか。

※全体

	回答数	割合 %
区分1	3	3
区分2	6	6
区分3	13	14
区分4	8	9
区分5	7	8
区分6	4	4
受けていない	30	32
わからない	22	24
計	93	100

※障害区分別内訳

	身体	療育	精神	難病
区分1	1	3	0	0
区分2	2	3	2	0
区分3	6	7	0	1
区分4	5	3	0	0
区分5	4	6	0	0
区分6	3	1	1	0
受けていない	13	14	4	0
わからない	2	10	9	0
未記入	13	15	3	1
計	49	62	19	2

障害支援区分を「受けている」が全体で36%、「受けていない」「わからない」の方は39%、未記入の方も24%です。

問9 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えてお
りますか。

※全体

	現在利用しているか		今後利用したいか	
	利用して いる	利用して いない	利用した い	利用しな い
1 居宅介護（ホームヘルプ）	17	87	23	58
2 重度訪問介護	2	98	12	68
3 同行援護	2	94	6	71
4 行動援護	3	95	24	56
5 重度障害者等包括支援	1	97	12	65
6 生活介護	13	89	18	63
7 自立訓練（機能訓練、生活訓練）	7	89	18	61
8 就労移行支援	8	84	20	54
9 就労継続支援（A型、B型）	53	46	58	23
10療養介護	2	97	16	64
11施設入所支援	2	95	19	59
12短期入所（ショートステイ）	11	89	39	45
13共同生活援助（グループホーム）	3	94	34	44
14計画（障害児）相談支援	39	60	48	29
15児童発達支援	5	86	8	67
16放課後等デイサービス	7	84	8	66
17移動支援事業	11	89	41	46
18成年後見制度利用支援事業	2	94	27	49
19地域活動支援センター	12	87	30	51
20日中一時支援事業	15	80	32	47
21訪問入浴サービス	2	93	16	64
22スポーツ・レクリエーション教室等事業	22	76	53	36

※身障、療育の手帳所持者別状況

	身体障害者手帳 所持者 49人中		療育手帳所持者 62人中		精神障害者保健福祉 手帳所持者 19人中	
	現在利用 している	今後利用 したい	現在利用 している	今後利用 したい	現在利用 している	今後利用 したい
1 居宅介護 (ホームヘルプ)	8	11	6	8	3	6
2 重度訪問介護	2	7	0	3	0	3
3 同行援護	1	1	1	2	0	3
4 行動援護	2	4	2	18	0	6
5 重度障害者等 包括支援	1	6	0	4	0	3
6 生活介護	5	7	7	10	3	4
7 自立訓練(機能 訓、生活訓練)	3	5	5	10	1	5
8 就労移行支援	1	3	6	12	1	5
9 就労継続支援 (A型、B型)	9	9	37	38	12	14
10療養介護	1	8	2	6	0	4
11施設入所支援	1	7	0	12	1	3
12短期入所 (ショートステイ)	4	10	7	28	2	5
13共同生活援助(グ ループホーム)	1	6	1	24	1	5
14計画(障害 児)相談支援	8	9	25	30	6	10
15児童発達支援	1	1	4	5	1	3
16放課後等デイ サービス	1	1	6	7	1	1
17移動支援事業	7	15	3	21	2	8
18成年後見制度 利用支援事業	1	3	1	20	0	7
19地域活動支援 センター	6	9	7	18	0	5
20日中一時支援 事業	6	8	13	23	1	4
21訪問入浴サー ビス	2	8	0	5	0	4
22スポーツ・レクリエ ーション教室等事業	8	11	11	34	4	11

[その他のご意見]

・行方市においての福祉サービスはおおむね良いと思います。鹿嶋特別支援に通う保護者の願いは、市内に短期（ショート）での入所ができる施設がほしいところです。

・キャンプやのびのびサポート事業、遠足など楽しい事業を行って下さって、子供は毎年それを楽しみに生活しています。

市の取り組みとしてお願いしたいのは、障害者を残して両親共亡くなった後の生活支援です。市内には施設がいくつかあり充実してきましたが、グループホームや入所施設は不足しています、市で立ち上げて下さるととても安心ですし助かります。

・放課後活動の事業所を増やしてほしいです。

・家庭の事情で親が働かざるを得ないため、親が働いている間障害を持つ子供が安心して待つことができる場所を切望していますが、市内の事業所は利用できる時間が短く、卒業後の進路選択にも頭を悩ませています。

・放課後等デイサービスの拡充をお願いします。

・放課後ディサービス事業所を増やしてほしい。

・移動サービスが重要、公共機関がなくタクシー利用になる。言葉の解釈が難しかった。

・今、短期入所や日中一時支援等また通所施設を利用していますが、本人はそれぞれ慣れて来ていますが、やっと安心して利用できるようになるのに10数年かかりました、これから先も利用したいと思っていますが、親の方も年を重ねてきているので、いつまで送迎が、その他のことができるか不安な所もありますが、後悔しないよう親子共々暮らしていきたいと思っています。

「行動援護」「療養介護」「施設入所支援」「共同生活援助」「成年後見制度利用支援事業」「訪問入浴」のサービスを、今後利用したいと考えておられる方が多数います。また、その他の意見から「短期入所」「移動支援事業」を将来希望される方、「放課後等デイサービス」については、今すぐ利用したいとの声が多数寄せられました。

問10 あなたは、平日の日中、主にどのように過ごしていますか。

	回答数	割合 %
1. 幼稚園・保育園や学校	9	8
2. 作業が中心の施設	62	54
3. 企業などで働いている	1	1
4. 身体機能維持・回復の訓練や生活訓練が中心の施設	1	1
5. 生活リズム・生活習慣の維持が中心の施設	11	10
6. デイサービスに通っている	1	1
7. 家にいる	27	24
8. その他	2	2
計	114	100

[その他のご意見]

- ・倦怠感が酷いとき休み、調子の良い時に家業の農業を手伝う。
- ・自分ほつつの傾向があつて、障害者施設に最初の頃は通っていたのですが最近になってからはあまり通えていない状況が続いています。
施設の方々がとても親切にしてくださっているのに、申し訳ない気持ちでいっぱいです。私はうつというのに少し甘えているのではないかと思います、だからここ最近休みがちになってしまっているんだと思います、いずれ就職しないといけないと思っているので少しずつ頑張らなければいけないと思います。
- ・今までも度々仕事を休みがちでした、一気にやっちゃうと自分が崩れてしまうのであせらずに治していきたいと思っています、そして差別と偏見のない社会を作っていけたらいいなと思っています。
- ・常にうつ状態なので辛い。

問11 あなたは、日頃、楽しみや生きがいを持って生活していると思いますか。

	回答数	割合 %
そう思う	45	38
どちらかと言えばそう思う	49	41
どちらかと言えばそう思わない	21	18
そう思わない	5	4
計	120	100

問12 休日はどのように過ごしていますか。
あてはまるものすべてに○

	回答数	回答者割合%
家の中でくつろいで過ごす	88	73
読書やゲームなど、家の中でできる趣味	39	32
散歩や買い物、食事などに出かける	53	44
ジョギングやプールなどに通い、運動をする	4	3
友人と過ごす	7	6
習い事やサークル、趣味の集まりなどに参加する	6	5
地域の集まりやボランティアなどに参加する	1	1
美術館やコンサート、映画、祭りなどのイベント	11	9
旅行に行く	10	8
家事や仕事	32	26
特に何もしない	15	12
余暇の時間がない	2	2
その他	6	5
計	274	

[その他のご意見]

- ・ショートステイを利用。

平日は「作業中心の施設」に通い、休日は「家」でくつろぐ方が多い様です。なかには、体調不良により外出が思うようにできないという意見もありました。

問13 あなたは、現在、何か文化活動やスポーツ活動などに参加していますか。

	回答数	割合 %
参加している	26	22
参加したいができない	8	7
参加していない	85	71
計	119	100

問14 文化活動やスポーツ活動などに参加しやすくなるには、どのようなことが大切だと思いますか。

あてはまるものすべてに○

	回答数	回答者割合%
移動手段が確保されていること	67	55
施設が障害や病気のある人に配慮されていること	40	33
障害や病気のある人に配慮された活動や講座となっていること	48	40
一緒に付き添ってくれる人がいること	52	43
参加できる活動の情報が伝わっていること	46	38
周囲の人に障害や病気のある人に対する理解が得られること	55	45
同じような障害や病気のある仲間がいること	50	41
その他	3	2
計	361	

[その他のご意見]

- ・やる気が起きない。
- ・参加したくない。

「文化活動」や「スポーツ活動」に参加している人は少なく、参加したくないという意見もありました。参加しやすくするには様々な配慮が必要です。

問15 外出するときに困ったり不便に感じたりすることは何ですか。
あてはまるものすべてに○

	回答数	回答者割合%
歩道、道路、出入口に段差がある	36	30
階段の昇降が困難である	32	26
路上に障害物がある	12	10
標識・表示の案内がわかりにくい	8	7
点字ブロック・盲人用信号がない	1	1
手すりが無い	13	11
付き添ってくれる人がいない	20	17
移動の手段がない	32	26
障害者が使えるトイレがない	18	15
電車・バス・タクシー等の乗降が困難である	13	11
乗車券の購入・料金の支払いが困難である	19	16
自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい	39	32
福祉タクシーが利用しにくい	9	7
障害があることや症状について理解されにくい	38	31
その他	5	4
特になし	28	23
計	323	

[その他のご意見]

- ・プールが好きだが付き添いの介護者が一緒に利用できる更衣室がない。
- ・自転車にも乗れないし、学校を卒業したら一人でどのように外出できるのか不安。
- ・手すりがほしい。
- ・まわりの目が気になる。

「段差」「コミュニケーション」「障害や症状の理解されないこと」等に困っている方が複数いる反面「特に問題ない」と回答された方も23%ありました。

問16 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。

	回答数	割合 %
地域で生活したい	101	91
今のまま生活したい	47	42
グループホームなどを利用したい	15	13
家族と一緒に生活したい	40	36
一般の住宅で一人暮らしをしたい	8	7
その他	2	2
そう思わない	10	9
計	111	100

※複数回答された方あり

「今のまま」を希望する方が大半を占めています。

問17 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
あてはまるものすべてに○

	回答数	回答者割合%
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	27	22
障害者に適した住居の確保	25	21
必要な在宅サービスが適切に利用できること	58	48
生活訓練等の充実	21	17
経済的な負担の軽減	66	55
相談対応等の充実	48	40
地域住民等の理解	50	41
高齢化する介護者への支援	36	30
その他	3	2
計	334	

[その他のご意見]

- ・気軽に相談できる人がいない。
- ・精神障害に対する生活支援、特に経済的な支援が細くそれが回復の妨げになっている。将来への不安を緩和する意味で経済的にも就労支援、給付金等を充実させてほしい。
- ・自分が障害があると、もっと周りの人にわかってもらいたい。
- ・どうせわかってくれないから、理解してもらおうとも思わない、こういうの聞かれてもわからない。

「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが利用できること」「地域住民等の理解」「相談対応等の充実」の支援があればよいと思っている方が多いようです。

問18 医療について、困っていることがありますか。
あてはまるものすべてに○

	回答数	回答者割合%
通院するとき付き添う人がいない	13	11
通院するための交通手段がない	15	12
入院時のコミュニケーションが心配	25	21
医師に病気（症状・状態・疑問点など）が 上手く伝えられない	40	33
医師や病院からの説明がわからない	26	21
急に具合が悪くなったときの対応方法がわ からない	35	29
ちょっとした病気（風邪や腹痛など）のと きの病院がない	8	7
服薬管理（決められた時間に決められた量の 薬を飲むこと）が難しい	12	10
薬の効果や副作用の説明が良くわからず不 安	14	12
夜間休日などの救急対応の方法、連絡先が わからず不安	28	23
医療費の自己負担が大変	19	16
その他	3	2
特に困っていることはない	34	28
計	272	

[その他のご意見]

- ・入院等の時、一定の空間に長時間いることが苦痛である。
- ・介護者が高齢の為通院が心配、病院が遠方の為。
- ・一人で病院にかかった事がないので、今はあまり困っていないけれど、保
護者（私達）がみてやれなくなったら、どうなるのかと不安です。
- ・設備単位で健康診断など医療系を行ってもらえると、いつもの場所で気分
を少し平常で行えるかもしれない。お茶飲みが気軽に出来る所があると良い
かも。

「医師とのやりとり」「緊急の場合」に困っている方が多いで
すが「特に困っていることはない」方も多くいます。

問19 行方市の障害福祉への取り組みについて

		満足度						重要度			
		満足している	まあ満足している	普通	やや不満である	不満である		重要である	やや重要である	あまり重要でない	重要でない
障害に対するまち全体の理解を深める取り組み	回答	4	26	62	10	4	→	51	29	8	0
	割合	4	25	58	9	4		58	33	9	0
ボランティアなどの福祉活動	回答	7	11	70	10	4	→	26	54	7	1
	割合	7	11	69	10	4		30	61	8	1
行事やイベント、スポーツなど、地域での交流機会	回答	7	19	61	12	2	→	22	45	17	4
	割合	7	19	60	12	2		25	51	19	5
学校などでの福祉教育	回答	2	11	53	14	3	→	36	35	4	1
	割合	2	13	64	17	4		47	46	5	1
障害児への学校教育	回答	8	13	47	11	4	→	38	33	4	1
	割合	10	16	57	13	5		50	43	5	1
障害児への保育環境	回答	4	9	54	13	4	→	41	30	5	2
	割合	5	11	64	15	5		53	38	6	3
働く場の確保	回答	6	10	35	25	15	→	55	0	3	1
	割合	7	11	38	27	16		93	0	5	2
総合支援法以外の福祉サービス	回答	5	16	58	11	3	→	39	35	7	1
	割合	5	17	62	12	3		48	43	9	1
健康相談、健康診査など	回答	6	15	58	12	6	→	33	48	4	0
	割合	6	15	60	12	6		39	56	5	0
医療やリハビリの体制	回答	4	9	49	27	7	→	41	37	6	0
	割合	4	9	51	28	7		49	44	7	0
点字や手話、字幕放送など	回答	3	2	56	13	3	→	18	43	8	2
	割合	4	3	73	17	4		25	61	11	3
障害者の人権擁護	回答	2	14	63	13	6	→	56	22	8	1
	割合	2	14	64	13	6		64	25	9	1
相談窓口の使いやすさ	回答	5	19	61	9	5	→	48	33	5	1
	割合	5	19	62	9	5		55	38	6	1
災害時や緊急時の避難・支援	回答	5	13	49	30	7	→	58	29	5	0
	割合	5	13	47	29	7		63	32	5	0
まちなかの歩きやすさ、移動の便利さ	回答	5	6	51	22	11	→	36	39	9	1
	割合	5	6	54	23	12		42	46	11	1
公共施設などの使いやすさ	回答	2	8	63	16	7	→	34	46	6	0
	割合	2	8	66	17	7		40	53	7	0
生活の安定のための年金や手当の充実	回答	5	13	54	22	9	→	57	31	3	1
	割合	5	13	52	21	9		62	34	3	1
障害があっても暮らしやすい住宅の整備	回答	3	6	62	17	5	→	36	36	9	2
	割合	3	6	67	18	5		43	43	11	2

		満足度					重要度				
		満足している	まあ満足している	普通	やや不満である	不満である	重要である	やや重要である	あまり重要でない	重要でない	
障害者福祉のサービスや制度の情報提供	回答	9	19	56	9	9	→	61	21	7	1
	割合	9	19	55	9	9		68	23	8	1
通所事業所の整備	回答	8	26	47	9	5	→	56	23	6	1
	割合	8	27	49	9	5		65	27	7	1
入所施設や短期入所施設の整備	回答	1	10	52	22	7	→	35	28	21	2
	割合	1	11	57	24	8		41	33	24	2
グループホームの整備	回答	0	6	41	25	10	→	44	26	6	2
	割合	0	7	50	30	12		56	33	8	3
障害児の通所（あずかり）施設の整備	回答	1	5	53	22	5	→	45	27	5	3
	割合	1	6	62	26	6		56	34	6	4

[その他のご意見]

- ・リハビリをもっとやりたい。

全ての項目で、行方市の取り組みに「普通」と回答があり、全ての項目で「重要」「やや重要である」と回答があった。

問 2 0 障害者が地域で自立して生活を送るために、重要と思う取り組みは何ですか。

		重要度				計
		重要である	やや重要である	あまり重要でない	重要でない	
相談窓口や情報提供の充実	回答	74	27	5	0	106
	割合	95		5		100
機能回復や地域生活に必要な訓練の充実	回答	40	46	13	1	100
	割合	86		14		100
創作的活動や生活習慣習得などができる場の整備	回答	30	54	12	6	102
	割合	82		18		100
ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	回答	61	31	8	2	102
	割合	90		10		100
日常生活に必要な移動支援の充実	回答	68	29	6	1	104
	割合	93		7		100
グループホームなど地域での生活の場の整備	回答	57	33	4	5	99
	割合	91		9		100
短期入所サービスの充実	回答	48	37	13	4	102
	割合	83		17		100
入所施設の整備	回答	47	29	17	6	99
	割合	77		23		100
障害の早期発見・早期療育体制の充実	回答	54	37	5	3	99
	割合	92		8		100
障害特性にあった適切な保育、教育の充実	回答	56	34	4	3	97
	割合	93		7		100
企業などでの就労に向けた支援や雇用環境の整備	回答	61	30	7	2	100
	割合	91		9		100
ボランティア活動などの地域活動の促進	回答	32	58	6	1	97
	割合	93		7		100
段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備	回答	53	42	7	0	102
	割合	93		7		100
障害への理解を促進する教育や交流の促進	回答	54	37	7	2	100
	割合	91		9		100
障害や病気に対する理解のための普及・啓発	回答	40	49	10	0	99
	割合	90		10		100
その他	回答	1				
特になし	回答	1				

問 2 1 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか

	回答	割合 %
ある	38	34
少しある	40	36
ない	33	30
計	111	100

問 2 2 どのようなとき（場面）に差別や嫌な思いをしましたか。

（問 2 1 で「ある」「少しある」と回答した方）

あてはまるものすべてに○

	回答	割合 %
学校にいるとき	25	24
仕事場にいるとき	19	18
病院などの医療機関にいるとき	19	18
余暇を楽しんでいるとき	36	34
その他	6	6
計	105	100

[その他のご意見]

- ・自宅。
- ・役所の窓口。
- ・病院に診察に行った時医師から、私があなただをみても、この病院は赤字だから診られないと言われたことがあります。結局診てもらえなかったのです。地域に必要なのに憤りを感じました。

「差別」や「嫌な思い」は7割と多く「余暇を楽しんでいるとき」が一番多かったようです。

問 2 3 成年後見制度についてご存じですか。

	回答	割合 %
名前も内容も知っている	20	18
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	29	26
名前も内容も知らない	61	55
計	110	100

内容など、「知らない」方が81%と大変多く、合わせて問9の質問より、成年後見制度に興味がある方が大変多いことがわかります。

第 2 部

行方市障害者計画

第2部 行方市障害者計画

第1章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

本計画の基本理念は、最初の計画にうたわれている「やさしさあふれる健康福祉のまちをめざして」とし、憲法にうたわれている健康で文化的な生活を、市民ひとりひとりが実感し続けられるために、この理念に基づいて様々な施策を展開します。

2. 計画推進の基本的な視点

障害があっても住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、ノーマライゼーション※2の理念のもと、障害福祉サービスや地域生活支援事業などによる自立生活への支援体制の強化を図ります。また、学習や交流、就労などの場の充実や、ユニバーサルデザイン※3のまちづくりなど、障害者が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

(1) 健康で文化的なまち

誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、道路、施設などの物理面だけでなく、心理面でのバリアフリーについて取り組みを進めることで、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、地域で支えあう共生社会を築きます。また、それぞれが自分の能力と個性を最大限発揮し、差別や偏見のない自由な生き方ができる基本的人権が根付いた地域社会の実現を目指す取り組みを推進します。

(2) 誰にでもやさしい細やかな支援の展開

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域で気軽に相談支援を受けられる支援体制の充実を図り、市民が互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

また、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じたきめ細やかな支援を行い、障害のある高齢者や子ども、経済的な困窮者など、複合的に困難な状況に置かれた人に対しても、総合的な相談・支援が行える体制を整備します。

※2 ノーマライゼーション：障害者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

※3 ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインするという考え方。障害によりもたらされるバリアー（障壁）に対処するという考え方である「バリアフリー」に対比する形として用いられる。

(3) 障害児のすこやかな育成のための発達支援

障害にかかわらず、子どもが地域でともにすこやかに成長できるように、子どもやその家族に対し、身近な地域で切れ目のない支援を行う体制を整備します。

3. 基本目標

(1) とともに生きる地域づくり

障害者が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障害等により支援の必要な子どもたちに対して、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目のない支援を行うことで、その人らしく自立した生活が送れるよう支援します。

(2) 生きがいを感じる就労

障害者が地域で自立して生活していくためにも就労は非常に大切です。障害特性や障害の状態に合った就労ができるよう、きめ細やかな相談支援を行うとともに、就労後の支援や離職後の再訓練など、障害者ひとりひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

また、企業や関係機関と連携し、障害者の一般就労への移行を支援します。

(3) すこやかな暮らし

障害者の保健医療施策では早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障害者の高齢化が進んでおり、高齢化に伴うさまざまな疾病等への対応も充実させる必要があります。そのため、保健・医療・福祉が連携し、連続性を持つことにより、ひとりひとりが安心して必要な医療を受けられる体制づくりに取り組みます。

(4) 自立した生活

障害者の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護など地域生活支援事業の推進を図るとともに、鹿行圏域の関係機関と連携し、各種障害福祉サービスの基盤整備と充実に努め、障害のある人の多様なニーズに対応します。

また、福祉活動への支援やボランティアの育成について、関係機関との連携を図ります。さらに、障害者の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう相談支援を強化するとともに、言語その他の意志疎通手段を選択できる機会の提供に努めます。

(5) 安全で快適な暮らし

障害者が安心して暮らし続けることができるために、地域住民をはじめさまざまな機関・団体と協同し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、災害時の情報伝達や避難支援・救助体制の整備を進めます。また、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを推進し、安心・安全な環境を

確保します。

(6) 合理的配慮の提供

障害者差別解消法を踏まえ、障害にかかわらず互いの人格や個性を尊重し、差別や偏見のない地域社会を築くために、市民が障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動を行います。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害など、より一層の理解が必要な障害や、外見からはわかりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する普及啓発に努めます。

(7) 運動やスポーツ活動の創出

幼児から高齢者まで（子ども、成人、高齢者、障害者）、ライフステージに応じた多様な運動やスポーツ活動の機会の創出を図ります。

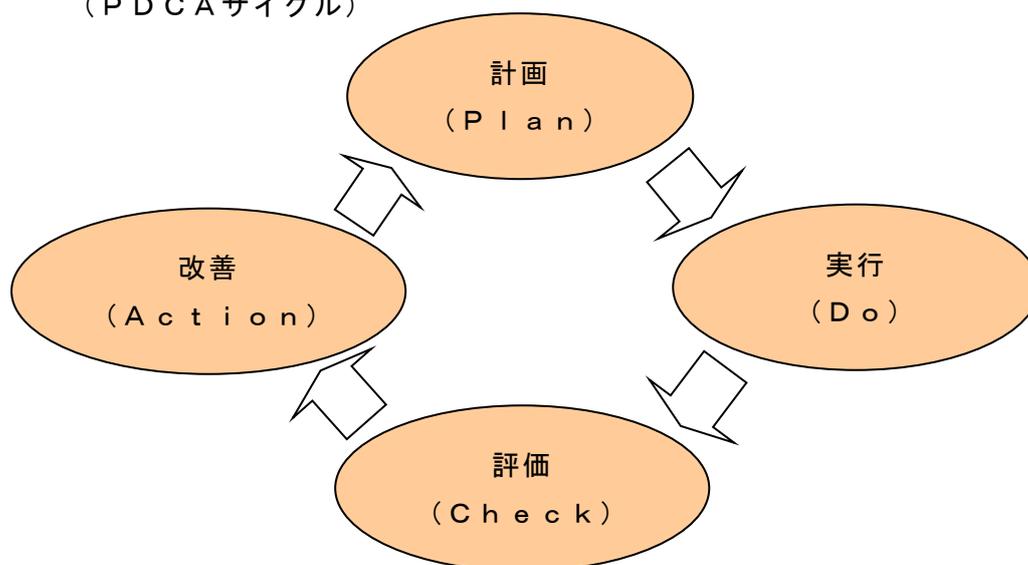
4. P D C A サイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

計画の円滑な推進を図るためには、計画の推進にあたっての責任体制を明確にするとともに、計画の進捗状況等についての評価や、評価の結果に基づいた課題の検討を適宜行う必要があります。

また、庁内関係各課の緊密な連携のもと、全庁的な施策の展開を図り、必要に応じて障害者やその関係者が意見を述べることができる機会を設けることも必要です。

具体的、客観的なデータに基づく施策の立案を行うとともに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のP D C Aサイクルを構築し、具体的な目標設定や達成度の評価、根拠に基づく改善等を行い、効果的・効率的な障害者施策を推進します。

計画の推進にあたっての評価及び改善の手順
(P D C A サイクル)



5. 計画の施策体系

基本理念

やさしさあふれる健康福祉のまちをめざして 行方市

基本的な視点

- 健康で文化的なまち
- 誰にでもやさしい細やかな支援の展開
- 障害児のすこやかな育成のための発達支援

基本目標

施策の方向性

1. ともに生きる地域づくり

相談や教育の推進

2. 生きがいを感じる就労

雇用や就労支援

3. すこやかな暮らし

保健や医療の充実

4. 自立した生活

福祉サービスの充実

5. 安全で快適な暮らし

福祉のまちづくり

6. 合理的配慮の提供

人権尊重のまちづくり

7. 運動やスポーツ活動の創出

スポーツ環境の整備

第2章 施策の展開

1. とともに生きる地域づくり

(1) 現状と課題

- ① 国の「障害者基本計画」では、分野別施策における基本方針として「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害者に対する国民理解を促進するため、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進する」としております。

また、障害者基本法では、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定しています。

障害者に対する正しい理解を推進するためには、子どものころから障害者に対する理解を深めることが必要です。そのためには、小中学生に対する福祉教育の実施やボランティア活動を通じた障害者との交流などを推進することが求められています。

(2) 施策の方向性

- ① 障害による差別・偏見をもたれることがない社会を目指します。
- ② 地域住民が障害についての理解を深め、地域で障害者を支えることができるよう、意識啓発活動を充実させるとともに、障害者と日常的に交流できる機会をつくります。
- ③ 障害の早期発見・早期治療ができる体制を構築し、乳幼児期から就労まで切れ目のない支援を行います。
- ④ 教育・保育・保健・医療・障害福祉等各分野の連携を強化し、支援体制を確立します。

2. 生きがいを感じる就労

(1) 現状と課題

- ① 障害者の雇用については、働くことを希望する人が多い一方で、障害の特性や職場の状況により長期雇用につながりにくいという実態があり、雇用主等への障害者雇用に対する理解促進、処遇改善とあわせて、職場定着のための取り組みが求められています。
- ② 障害のある子どもの保護者からは、学校を卒業した後の就労についての不安が大きいという声が多く寄せられ、卒業後の雇用機会の拡大のために、就労体験や職場実習の場と通勤手段等の確保のための支援が必要です。

(2) 施策の方向性

- ① 障害者が自分の能力を生かし、希望する職場で継続して働くことができるよう、一般就労移行、就労定着の支援に努めるとともに、離職者の復職を支援します。
- ② 多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害の特性に合った就労を支援します。
- ③ 就労支援関係機関と連携し、障害者雇用率の向上や合理的配慮についての啓発を推進します。

3. すこやかな暮らし

(1) 現状と課題

- ① 疾病による障害を未然に防ぐため、市民ひとりひとりの健康意識の高揚と生活習慣病予防の取り組みを推進し、健康づくりを支援しています。
- ② 乳幼児健康診査や相談を充実し、虐待の予防・疾病の早期発見に取り組み、関係機関と連携して早期療育へつなぐ体制整備に努めています。
- ③ 医療機関における合理的配慮の提供や障害に対する理解促進が求められています。
- ④ 障害に伴う継続的な医療が必要な人に対する経済的負担の軽減が必要です。

(2) 施策の方向性

- ① 障害者が地域で適切な医療を受け、安心して暮らせる環境整備に努めます。
- ② 保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制を構築します。

4. 自立した生活

(1) 現状と課題

- ① 相談支援事業について、専門的知識や経験を有する職員を配置し、質の高いサービスの安定的な提供に努めています。
- ② 障害者支援のための各種制度やサービスの内容、利用方法等について、さらに適切で丁寧な情報提供が求められています。
- ③ 家族等の介助者の高齢化により将来への不安を抱える方が増加しています。地域で障害のある人とその介助者等を支援するための体制の構築が必要です。
- ④ 家族の負担を軽減するための居宅介護や短期入所施設、グループホーム等が行方市に少ないので、それらのサービス提供体制の整備を促進する必要があります。

(2) 施策の方向性

- ① 障害者の地域生活を包括的に支援するため、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 障害福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、積極的な情報提供とサービス提供基盤の整備に努めます。
- ③ 障害者が地域で自立して暮らしていけるよう、障害に対する理解促進と合理的配慮の普及啓発を推進します。

5. 安全で快適な暮らし

(1) 現状と課題

- ① 市営住宅の需要が高く空室等が見込めない状況です。
- ② 一部の公営施設についてはバリアフリーとなっていますが、民間施設などでは対策ができていない状況もあります。
- ③ 公共交通機関が少ない地域に暮らしている障害者の外出支援、移動支援が課題です。
- ④ 災害時の避難支援を円滑に行うための防災訓練・避難訓練の実施と避難所における合理的配慮の提供や意思疎通支援体制の構築・強化が必要です。

(2) 施策の方向性

- ① 障害の有無にかかわらず、地域で安心・安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。
- ② 災害等の緊急時に、適切な情報提供と避難支援が行えるよう、関係機関や地域住民と連携し、避難行動要支援者の把握と支援体制の整備に努めます。

6. 合理的配慮の提供

(1) 現状と課題

- ① 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害に関する差別の禁止と合理的配慮の提供についての意識が高まっていますが、障害者へのアンケート調査で、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがある・少しあると答えた人が7割と多く、制度の普及啓発の強化が課題です。
- ② 学校や職場、地域社会など、さまざまな場において、障害に対する理解を深め、心理的なバリアフリー化を促進する取り組みが求められています。

- ③ 成年後見制度についても「知らない」と答えた人が81%と多く、障害のある人の権利擁護を推進するため、制度に対する正しい理解と制度の普及啓発が必要です。

(2) 施策の方向性

- ① 障害の有無にかかわらず個人として尊重され、ひとりひとりが互いの違いや多様性を認め合う地域社会の実現のための学習活動を推進します。
- ② 学校教育や社会教育の場において、障害に対する理解を深め、合理的配慮の提供を推進するための啓発を行います。
- ③ 障害者の権利擁護について、啓発活動を推進し、障害者虐待及び障害を理由とする差別の防止への取り組みを強化します。

7. 運動やスポーツ活動の創出

(1) 現状と課題

- ① 平成23年8月に施行されたスポーツ基本法において、スポーツの価値や意義とともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と定められています。
- ② 障害者のスポーツは、リハビリテーションの延長という考え方から、日常生活で楽しむレクリエーションや健康の維持・増進などを目的とした生涯スポーツ、競技するスポーツへと変わってきました。
- ③ 行方市においては、障害者のスポーツは、福祉部門を中心に行っていません。しかし、障害者スポーツの環境（場所・指導者）は未だ整っていない状況にあり、障害者の日常の過ごし方として、レクリエーションやスポーツを楽しむ機会が少ない現状です。

(2) 施策の方向性

- ① 交流できるスポーツ環境の整備として、障害者も健常者も共にスポーツができる機会を提供し、障害に関係なく一緒にスポーツを楽しみ交流できる環境をめざします。
- ② 誰もが健康で豊かな生活が送れるよう、教育部門と連携して日常的な運動・スポーツ種目や指導方法について調査・研究します。
- ③ 障害者スポーツ推進のためのコーディネーターとして、スポーツ指導員・スポーツボランティア・介助等のボランティアの育成・確保に努めます。
- ④ スポーツの効用に関する情報発信や、障害者が「いつ、どこで、どのようにして」できるかという具体的な情報発信・普及啓発を推進します。

第 3 部

行方市第 5 期障害福祉計画

第3部 行方市第5期障害福祉計画

第1章 施策の方向性について

1. 相談や教育の推進

(1) 総合的な相談体制の充実

施策名 (事業)	具体的な取り組み内容	担当課
こころの相談	①臨床心理士、精神保健福祉士等と連携をはかり、より専門的で総合的な相談体制を構築します。 ②小中学校では、学校や児童生徒の実態に応じてスクールカウンセラー等による相談を実施します。	社会福祉課 健康増進課 学校教育課
障害児(者)サポートネットワークの整備と拡充	①関係機関相互の連携により、それぞれの役割分担を明確にし、支援のネットワークの整備を図ります。 ②整備されたネットワークを活用し、支援体制を強化・拡充します。	社会福祉課 こども福祉課 健康増進課 学校教育課

(2) 早期療育の推進

施策名 (事業)	具体的な取り組み内容	担当課
福祉施設における療育機能の強化	①障害のある子どもに対する多様な活動の場、療育の場を確保するため、福祉施設における療育機能の強化を働きかけます。	社会福祉課 健康増進課
地域における療育体制の整備	①就学前の子どもや小中学生に対しても、個別や集団療育を実施します。 ②関係機関と連携し、療育事業の充実に努めます。	こども福祉課 健康増進課 学校教育課

(3) 研修・啓発の充実

施策名 (事業)	具体的な取り組み内容	担当課
関係機関従事者への研修	①教育・福祉・保健など関係機関従事者に、それぞれのニーズに合った研修を実施し、発達障害等に関する知識を深めます。	社会福祉課 こども福祉課 健康増進課 学校教育課
保護者に対する研修・啓発	①関係機関と連携しペアレントトレーニングを実施するなかで、親と子の良好な関係づくりを進めます。	社会福祉課 健康増進課 学校教育課

市民への啓発	・発達障害等への市民の理解を深めるための研修や啓発を行います。	社会福祉課 学校教育課
--------	---------------------------------	----------------

2. 雇用や就労支援

(1) 就労機会の拡充

施策名 (事業)	具体的な取り組み内容	担当課
企業等への啓発の充実と就労先の確保	①障害者雇用制度の普及・啓発に努めます。 ②行方市無料職業紹介所・ハローワーク等と連携し、特別支援学校卒業後の進路について、就労先の確保に努めます。 ③民間企業へ特別支援学校生の職場実習の受入れを働きかけます。	社会福祉課 商工観光課
雇用主・従業員等への理解啓発	①雇用主、従業員全てが障害や障害のある人について理解を深めるための啓発を行うとともに、障害者をサポートできる職場環境の整備を要請していきます。	社会福祉課 商工観光課
障害者雇用機会の拡大	①障害者が自身の能力と希望に合った就労方法を選べるよう関係機関と連携し、情報収集・提供を充実します。 ②障害者への雇用等の情報提供に努めます。	社会福祉課 商工観光課

(2) 経済的自立の支援

施策名 (事業)	具体的な取り組み内容	担当課
就労支援体制の充実	①ハローワークと連携した障害のある人の職業訓練や、障害者就業・生活支援センターとの連携による就労移行支援事業等の就労訓練の利用を促進します。	社会福祉課
職場定着、継続就労及び離職者に対する復職への支援	①障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、障害者の就労継続・職場定着のため、障害のある人と雇用側の双方を支援するジョブコーチ等の利用の促進に努めます。 ②障害者相談支援センターとともに、職場での問題や離職者に対する復職相談など、きめ細かな支援を行います。	社会福祉課

(3) 福祉的就労の支援

施策名 (事業)	具体的な取り組み内容	担当課
就労の場の確保	①一般就労が困難な障害のある人の生産活動、地域交流の場としての地域活動支援センターの充実に努めます。 ②就労継続支援事業所の質的・量的充実に努めます。	財政課 社会福祉課
仕事の確保支援	①福祉的就労の場が安定的に確保できるよう、関係機関や企業への働きかけを継続的に実施します。 ②障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達方針を定め、障害者就労施設への発注拡大に努めます。	社会福祉課 商工観光課
事業所の自主製品の振興・販売の促進	①福祉事業所等で製造される自主製品の品質の向上及び販路の拡大を支援します。 ②事業所等の収益が増加し、障害者の工賃の増額につながるよう支援に努めます。 ③事業所等の自主製品等の展示・販売コーナーを設け、市民への啓発・理解促進に努めます。	社会福祉課

3. 保健や医療の充実

(1) 地域医療体制の整備

施策名 (事業)	具体的な取り組み内容	担当課
医療体制の充実	①医師等の人材確保に努めます。 ②障害に関する専門的な知識をもつ人材確保に努めます。 ③医療機関における障害福祉施策の理解の啓発に努めます。	社会福祉課 健康増進課

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

施策名 (事業)	具体的な取り組み内容	担当課
保健・医療・福祉の連携強化	①地域医療・福祉関係機関との連携を密にし、多職種とのネットワークの強化を図ります。	社会福祉課 こども福祉課 介護福祉課 健康増進課 国保年金課

<p>健康づくりの推進 (疾病の予防と早期発見、重症化予防等)</p>	<p>①障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を推進するため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等に努めます。</p> <p>②疾病による障害を未然に防ぐため、生活習慣病予防対策の積極的な推進を行い、健康づくりを支援します。</p> <p>③ライフステージに応じた生活習慣病の予防や、早期受診及び治療の継続支援を行うことで重症化による障害を防ぎます。</p>	<p>健康増進課 介護福祉課 国保年金課</p>
<p>乳幼児期の健康の保持・増進、疾病の予防、早期発見 (健診・相談)</p>	<p>①乳幼児を対象に1歳6か月児・2歳児歯科・3歳児健康診査等を実施し、子どもの成長発達や先天性疾患・発達障害・疾病の早期発見・早期治療、予防接種の勧奨、育児支援を進めます。</p> <p>②保健、医療、福祉、教育等の連携により、在宅生活や就学支援の体制整備に努めるとともに、障害のある子どもに関する相談支援を推進します。</p> <p>③発達障害を含めた障害の早期発見、虐待を予防するため、各種健診事業等の充実を図り、相談体制の充実に努めます。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>精神保健対策の充実</p>	<p>①関係機関と連携し、訪問指導や相談事業等で心の健康づくりを支援します。</p> <p>②自殺予防やひきこもりなどの講演会・研修会を実施します。</p> <p>③精神障害に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。</p>	<p>社会福祉課 健康増進課</p>
<p>精神障害者等の地域移行支援</p>	<p>①精神障害者等の退院後の地域生活について、地域移行・地域定着支援などの相談支援体制を充実させます。</p> <p>②関係団体と連携して、地域の受入体制の整備や居場所の確保を図ります。</p> <p>③判断能力により権利を侵害されやすい障害者等のために、福祉サービスの利用契約手続援助を支援する「成年後見制度」について普及啓発を進めます。</p>	<p>社会福祉課</p>

(3) 福祉医療制度の充実

施策名 (事業)	具体的な取り組み内容	担当課
医療費に対する助成制度と広報	①障害者が適切な医療を受けられるよう、医療費の助成制度（医療福祉費支給制度）の安定的な制度運営の継続に努めます。 ②公的医療費助成制度（自立支援医療等）の周知に努め、適切な受給を支援します。	社会福祉課 こども福祉課

4. 福祉サービスの充実

(1) 相談支援事業の充実

施策名 (事業)	具体的な取り組み内容	担当課
障害者相談支援事業の充実	①指定相談支援事業者や障害児相談支援事業者の確保に努め、障害者（児）相談支援の充実を図ります。 ②地域移行支援、地域定着支援などの支援体制の整備と充実に努めます。 ③専門・総合的な相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉課

(2) 自立支援給付の充実

施策名 (事業)	具体的な取り組み内容	担当課
訪問系サービスの充実	①居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護などを提供し、居宅での生活を支援します。 ②訪問系サービスを行う訪問介護事業所に対し、従事者のスキルアップ研修への参加を促し、介護の専門性と資質の向上を図ります。 ③介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促し、訪問系サービスの質的・量的充実を図ります。	社会福祉課
日中活動系サービスの充実	①障害者が自立した生活を送るための日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援B型等）を提供します。 ②日中活動系サービス利用者のニーズを把握し、適切に提供できるようサービス基盤の整備促進に努めます。	社会福祉課

短期入所支援の充実	①障害者を自宅で介護する家族の負担を軽減するため、短期入所事業の充実を図ります。 ②鹿行圏域の関係機関や施設と連携し、必要な時に適切に利用できる体制の構築に努めます。	社会福祉課
補装具費の給付	①障害者の身体機能を補完するための補装具費を給付します。	社会福祉課
施設から地域生活への移行の推進	①介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促すなど、訪問系サービスを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。 ②地域生活に必要なグループホームや生活介護、短期入所施設等の整備の支援に努めます。 ③市内の空き施設等を障害福祉サービス事業者等が活用できるよう支援を行います。	社会福祉課

(3) 外出支援の推進

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
福祉タクシー利用券交付事業	①障害者(等級要件有り)に対し、タクシーの利用券を交付します。	社会福祉課
福祉車両やボランティアの活用	①行方市社会福祉協議会が管理する福祉車両の利活用を支援します。 ②福祉事業を円滑に実施するためのボランティアの活用について、行方市社会福祉協議会と連携していきます。	社会福祉課

(4) その他の福祉サービスの充実

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
各種障害者手当等の支給	①特別障害者手当・障害児福祉手当等の各種手当を支給します。	社会福祉課
各種制度の広報・啓発	①広報紙、なめがたエリアテレビ、パンフレットの活用を通じて各種制度の周知と利用促進に努めます。 ②「障害者の福祉制度一覧」により、各種制度を周知し、障害者の支援を図ります。	社会福祉課
指定難病患者等への支援	①障害者総合支援法の対象となる難病等について周知を図り、対象者又は対象児の保護者に対し難病患者見舞金や自立と社会参加を促進します。	社会福祉課

(5) 地域生活支援事業の推進

1) 必須事業

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
意思疎通支援事業	①聴覚、言語機能、視覚等に障害のある人の意思疎通を支援するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	社会福祉課
手話奉仕員養成研修事業	①手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を養成するための各種講座を開催し、支援者の養成を図ることで、障害のある人が利用しやすい環境整備に努めます。	社会福祉課
日常生活用具給付等事業	①障害者の日常生活の便宜を図るために必要な日常生活用具を給付します。	社会福祉課
移動支援事業	①屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上不可欠な外出や社会参加を支援するためのガイドヘルパーを派遣します。	社会福祉課
地域活動支援センター事業	①障害者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会参加や地域交流を促進する地域活動支援センターの運営を支援します。 ②障害者が地域活動支援センターの利用を通じて、社会との交流を図れるよう支援します。	社会福祉課
成年後見制度の利用促進	①障害等のため判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、生活を支援する成年後見制度の利用を支援します。 ②成年後見制度の利用促進のため制度の普及啓発と当事者への理解促進に取り組みます。	社会福祉課 介護福祉課
理解促進啓発及び自発的活動支援事業	①市民に障害者の特性について、理解を深めるためのイベントや啓発を行います。 ②障害者やその家族、支援者等が交流し、情報交換をする活動を支援します。 ③障害者に対するボランティアの養成や活動を支援します。	社会福祉課

2) 任意事業

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
訪問入浴サービス事業	①重度の身体障害者に対し、訪問による入浴サービスを提供することで在宅生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。	社会福祉課

日中一時支援事業	①障害者の日中における活動の場の確保と家族の就労、介護者の一時的な休息のための支援として、一時的に市の指定する事業所において見守りを行います。	社会福祉課
社会参加促進事業	①障害者がスポーツ・レクリエーション活動等を通じて体力増進や交流を図るための大会や教室を開催します。 ②身体障害者の社会参加と就労等を促進するため、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を行います。	社会福祉課 生涯学習課

5. 福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの整備推進

施策名（事業）	具体的な取り組み内容	担当課
公共施設のバリアフリー化の推進	①既存施設については、障害者の利用頻度の高いものから計画的にバリアフリー化を進めます。 ②公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設として整備します。	財政課 都市建設課
民間施設のバリアフリー化の促進	①事業者等へバリアフリー法やユニバーサルデザインについて理解と周知を図り、施設の整備や改善を要請していきます。	総合戦略課
職場環境の改善促進	①障害者が仕事をする際に、必要なスロープや障害者用トイレの設置等、環境整備の促進を事業所等に働きかけます。	社会福祉課 商工観光課
住宅改修による在宅生活支援	①手すりの取付や段差の解消等の小規模な住宅改修により、障害のある人の日常生活を支援します。 ②障害者の個々の実情に応じた適切な住宅改修が行えるよう、相談体制の充実に努めます。	社会福祉課 介護福祉課

(2) 移動手段の整備

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
道路や歩道などの交通環境の整備	①道路パトロールや市民からの情報提供により、改善が必要な箇所の把握に努めます。 ②歩道の段差解消、障害物の撤去など、安全な道路の整備を進めます。	道路維持課 都市建設課
移動手段の確保の支援	①障害者の移動手段を確保するため、福祉有償運送制度の啓発と新規参入を促進します。	介護福祉課

(3) 要支援者対応の充実強化

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
避難行動要支援者への対応強化	①災害時の福祉避難所の確保に努め、福祉避難所運営マニュアルや避難行動マニュアルを策定するなど障害者の避難支援体制を整備します。 ②避難行動要支援者名簿を作成・管理し、避難支援等関係者ととも災害時の連携や救援体制の確立に努めます。 ③民生委員・児童委員、地区(自主防災組織)、関係福祉団体などとの連携による見守り活動のネットワーク化を進め、地域ぐるみの要支援者支援体制の構築を図ります。 ④自主防災組織等の訓練に、障害者等が参加し、避難時の課題を抽出することで、災害時の避難行動要支援者への対応を強化します。	総務課 社会福祉課 介護福祉課
防犯対策の推進	①障害者支援施設・福祉サービス事業所等、障害者が利用する施設について、警察等関係機関と連携することで防犯対策を強化します。 ②障害者が犯罪にまき込まれないよう地域における見守り・防犯体制の確立について普及啓発を行います。	総務課 社会福祉課
交通安全対策の充実	①障害のある人等、交通弱者への交通マナー向上のため、ドライバーなどへの交通安全教室を行います。	総務課

6. 人権尊重のまちづくり

(1) 人権教育・啓発活動の推進

施策名（事業）	具体的な取り組み内容	担当課
学校での人権教育・福祉教育の推進	<p>①ひとりひとりの児童生徒が、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さも認めることができるようにするため、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」が一体となった取り組みを推進します。</p> <p>②教育委員会と行方市社会福祉協議会等が連携し、総合的な学習の時間等に福祉に関する学習やボランティア活動を行うことで福祉と人権教育の推進を図ります。</p>	総合窓口課 社会福祉課 学校教育課
社会教育等での人権教育・福祉教育の推進	<p>①障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため人権教育・啓発に努めます。</p> <p>②人権教育の推進を重要視し、公民館講座で、親子の絆講演会を開催し、人権について学ぶ機会を提供します。</p>	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課

(2) 相談支援体制の充実

施策名（事業）	具体的な取り組み内容	担当課
障害者差別と虐待の防止	<p>①障害を理由とした差別に関する相談体制を充実させ、対応や解決に向けた支援を行います。</p> <p>②障害を理由とした差別の防止や合理的配慮について広く普及啓発を行います。</p> <p>③障害者虐待防止に関する理解を深める取り組みとともに、虐待の発見、通報に対する体制を整備します。</p>	社会福祉課 学校教育課
情報提供体制の確立と情報の共有化	<p>①広報紙、なめがたエリアテレビ、ホームページ等の情報提供において、あらゆる合理的配慮を推進し、障害のある人への情報保障に努めます。</p> <p>②点字、手話、要約筆記など、障害の特性に応じ</p>	政策秘書課 総合戦略課 社会福祉課

	<p>た支援を行い、障害のある人への情報提供体制を確立します。</p> <p>③障害のある人を支援する民生委員・児童委員、障害者相談員、障害者関係団体等に、障害を理由とした差別の防止や合理的配慮に関する情報を積極的に提供し協力体制を構築します。</p>	
--	--	--

(3) 地域福祉活動の推進

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
ボランティア団体への支援の充実	①行方市社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターによるボランティア団体への支援・指導を支援します。	社会福祉課
地域住民意識の向上	①行方市社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会を通じて、市民に対し福祉における共助の意識啓発、ボランティア活動の情報を提供することで、市民ボランティアの参加を促します。	社会福祉課
地域における相互交流と社会参加促進	①障害者やボランティアが実施する地域での相互交流活動を支援します。 ②市が実施する各種イベントを通じて、障害のある人の地域社会との交流の機会を提供します。	社会福祉課

7. スポーツ環境の整備

(1) 障害者とのつながりを考慮した環境づくり

施策名(事業)	具体的な取り組み内容	担当課
障害者スポーツ振興事業	①市在住・通所の障害者に対し、スポーツの機会を設け、関心の高まった障害者スポーツの振興を図るとともに、市民の障害者に対する理解と認識を深めることと、選手及び指導者の技術向上を図ります。 ②市民運動会への参加や運動の機会を提供します。	社会福祉課 生涯学習課
講座等の開催	①障害者が参加しやすい学習の機会の充実を図ります。	社会福祉課 生涯学習課

第2章 計画期間の成果目標の設定

1. 平成32年度の成果目標の設定

第5期の障害福祉計画では、国の基本指針に基づき計画の最終年度である平成32年度を目標年度として、次の項目について目標を掲げます。

- 施設入所者の地域生活への移行促進
- 精神科病院から地域生活への移行促進
- 福祉から一般就労への移行促進
- 地域生活支援拠点等の整備

(1) 施設入所者の地域生活への移行促進

① 国の指針

- ・平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を、地域生活へ移行できるように整備する。
- ・施設入所者数について、平成28年度末の施設入所者数の2%の削減となりますが、行方市では、第4期計画の実績や介護者の高齢化、居住環境等を考慮し、目標値を次のように設定しました。

地域生活への移行を推進するために、障害者に対する理解を深めるための取り組みをはじめ、居住の場となるグループホームの増設や日中活動の場となる就労支援事業所の充実を図ります。

② 本市における施設入所者数及び地域移行者数の目標 (単位：人)

項目	数値
平成28年度末の施設入所者数(実績)	70
平成32年度末の施設入所者数(目標値)	68
平成32年度末の地域移行者数(目標値)	7

③ 地域生活移行者数(第4期計画実績) (単位：人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
地域生活移行者数	2	3	2

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

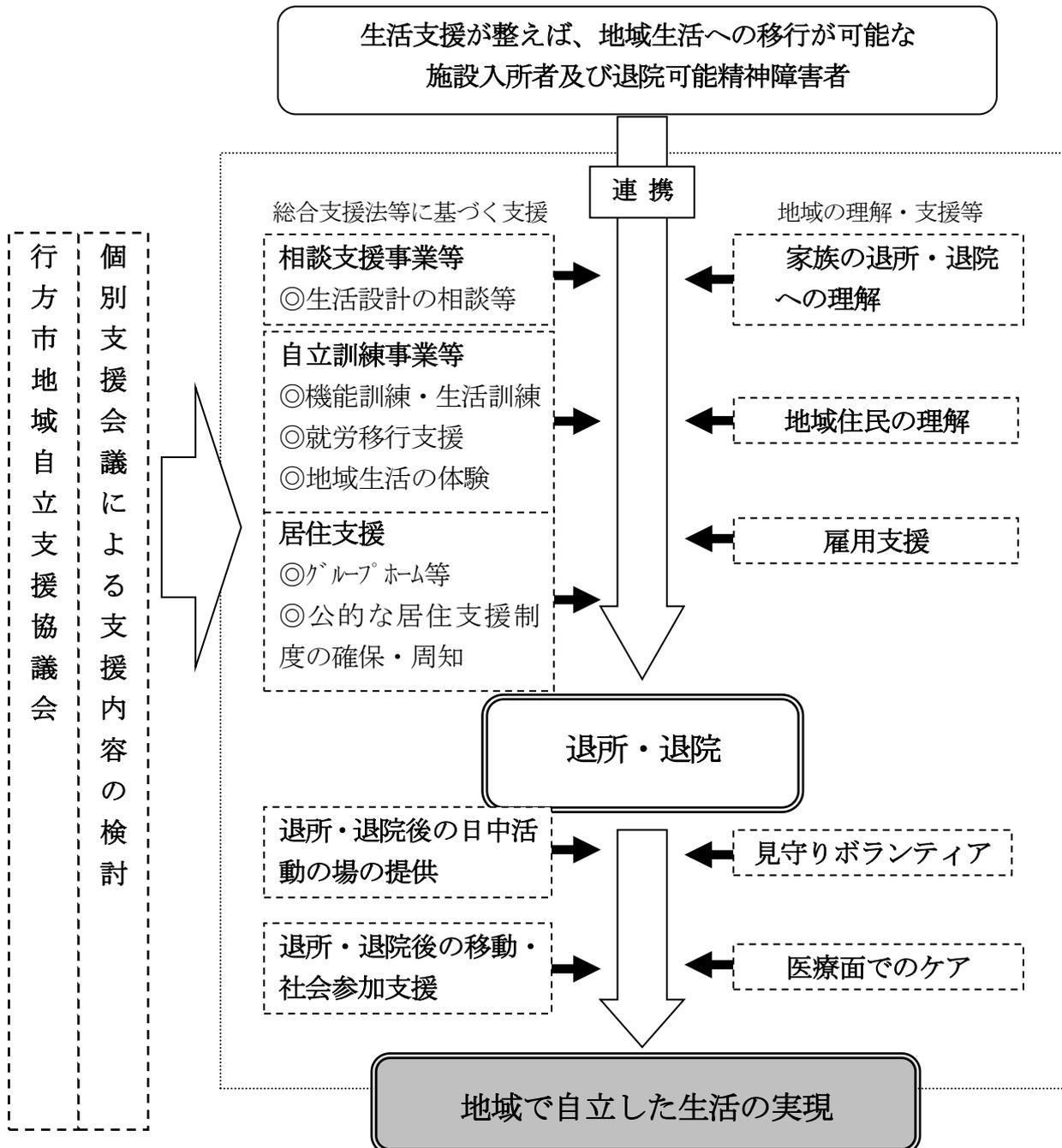
① 国の指針

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を90%以上とする。

② 精神障害者の地域移行を推進するためには、病院と地域移行・地域定着事業所や地域（自治体・家族）等が連携して関わるのが重要です。

地域で家族と一緒に生活するのが理想ですが、それが困難な場合はグループホーム等の居住施設が必要になります。そして、定期的に病院へ通院し、服薬管理ができ、日中活動の場、生活費の確保ができ、安心して生活できるような支援、体制づくりが必要です。

③ 地域生活への移行支援



(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行促進

① 国の指針

- ・福祉施設から一般就労への移行者を平成28年度実績の1.5倍以上とする。
- ・就労移行支援事業所の利用者数を平成28年度末の利用者から2割以上増加。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の3割以上とする。

② 本市の目標

福祉施設利用者が一般就労するには、基礎体力の養成、対人関係の構築、定着支援などが必要です。

本市内には、就労移行支援事業所が1箇所、就労継続支援B型事業所が6箇所あり、常陸鹿嶋公共職業安定所と障害者就業・生活支援センターまつぼっくりと連携し、就労移行の充実を図り、目標値の実現を目指します。

③ 本市における福祉施設から一般就労移行者数 (単位：人)

項目	数値
平成28年度の一般就労移行者数 (実績)	1
平成32年度の一般就労移行者数 (目標値)	4

④ 一般就労移行者数 (第4期計画実績) (単位：人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
年間一般就労移行者数	6	1	1

(4) 地域生活支援拠点等の整備

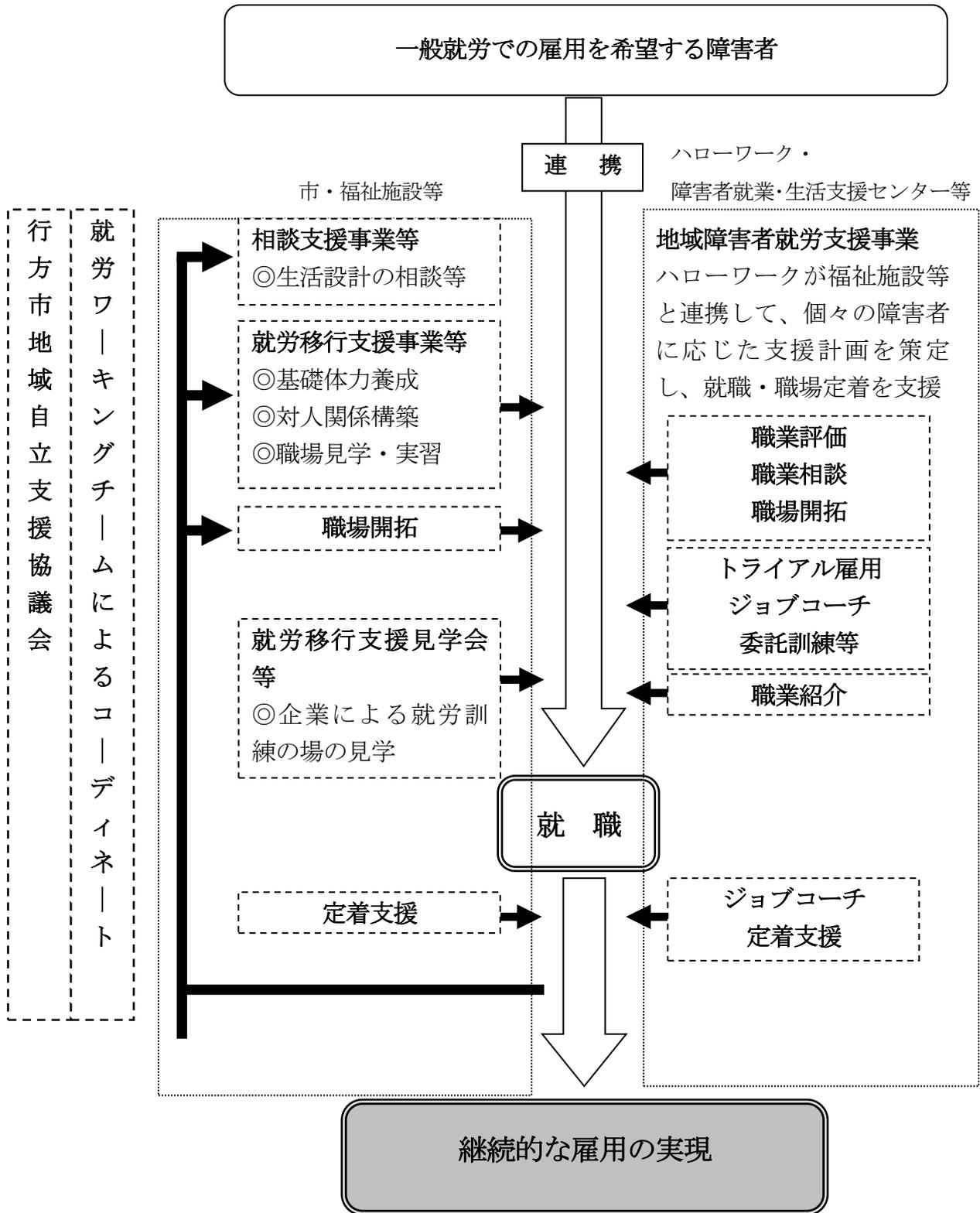
① 国の指針

障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は圏内に少なくとも1つを整備する。

② 本市の目標

一般就労移行者、病院や施設から地域への移行者、その他障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域生活支援のための拠点づくりについて近隣市等と情報交換をしながら進めていきます。

③雇用と福祉の連携による就労支援

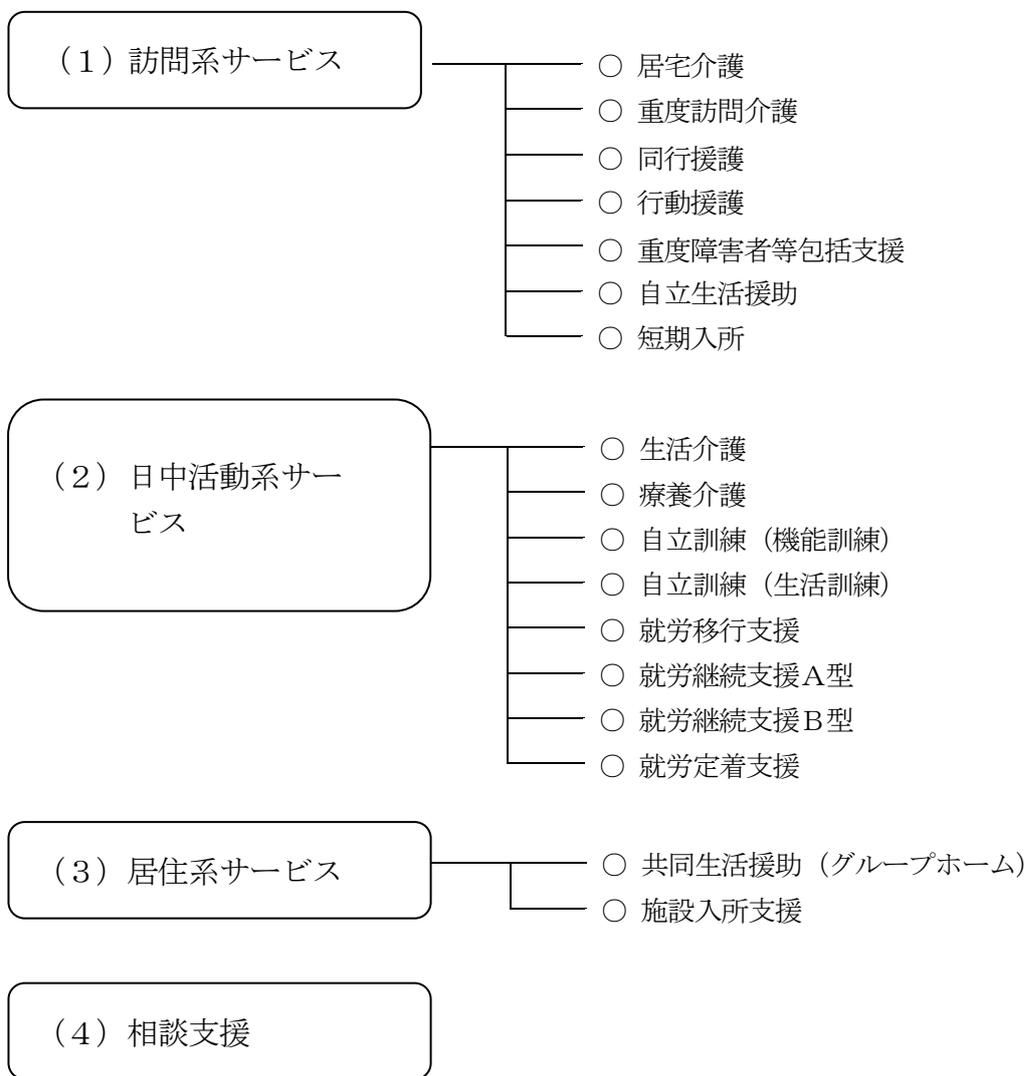


第3章 障害福祉サービス等の必要量の見込み

1. 障害福祉サービスの見込量の設定

本市は、平成32年度の目標値の実現に向けて、障害福祉サービスおよび相談支援の各サービスについて第1期から第4期までの実績や、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成30年度から平成32年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、見込量を設定するサービスは、次のとおりです。



(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、本市における利用ニーズは年々高まっています。

第5期のサービス見込量は、第4期までの実績や高齢化に伴う利用者数の増加などを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、今後、施設からの退所、病院からの退院など、地域で生活する障害者が増えると見込まれるので、より一層のサービス基盤の確保に努めていきます。

居宅介護支援事業所は市内にもありますが、ここ数年のサービス実績の上昇をみると、近隣の事業所も活用しながら支援を進めていかなければなりません。

区 分	単 位	平成29年度 (推計)		平成30年度 (見込)		平成31年度 (見込)		平成32年度 (見込)	
居宅介護	実利用者数 延利用時間	62	1,054	65	1,105	66	1,122	67	1,140
重度訪問介護		0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護		5	15	5	15	5	15	5	15
行動援護		2	16	2	16	2	16	2	16
重度障害者等包括支援		0	0	0	0	0	0	0	0
自立生活援助		—	—	0	0	0	0	0	0
短期入所（福祉型）		15	225	15	225	15	225	15	225
短期入所（医療型）		1	15	1	15	1	15	1	15

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練等の他日中の居場所づくりなど、地域生活支援の重要な拠点となっています。

第5期のサービス見込量は、第1期から第4期の実績や、今後の特別支援学校卒業生の進路の見込みなどを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。

市内では、生活介護は「ひなたぼっこ」・「コスモス館」短期入所は「玉寿荘」が実施しています。

また、就労移行支援は「ブレイクタイム五町田事業所」、就労継続支援B型は「ドリームハウス」・「フリーダム」・「いもや」・「コスモス館」・「アクティブ」・「ブレイク

タイム五町田事業所」が実施していることから、平成32年度利用者見込量を次表のとおり見込みました。

日中活動系サービスの月間見込量

(単位：人・時間)

区 分	単 位		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
			(推計)		(見込)		(見込)		(見込)	
生活介護	実利用者数	延利用者数	99	2,277	100	2,300	100	2,300	100	2,300
療養介護			5	155	5	155	5	155	5	155
自立訓練(機能訓練)			0	0	1		1		1	
自立訓練(生活訓練)			4	92	5	115	5	115	5	115
就労移行支援			11	253	13	299	13	299	13	299
就労継続支援(A型)			18	414	20	460	22	506	25	575
就労継続支援(B型)			80	1,840	80	1,840	83	1,909	85	1,955
就労定着支援			0	0	0	0	0	0	1	

(3) 居住系サービス

住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで大変重要な取り組みです。

本市における各年度のサービス見込量は、第1期から第4期の実績や、福祉施設からの地域移行の受け入れ先の必要性を勘案し、次のとおりとします。

サービス見込量の確保については、入所施設による共同生活援助(グループホーム)の整備を促進するとともに、新たな事業者への必要な支援に努めます。

今後も、本人の希望や生活能力により、施設入所からグループホームへの移行を進めていきます。

区 分	単 位	平成29年度 (推計)	平成30年度 (見込)	平成31年度 (見込)	平成32年度 (見込)
共同生活援助	月実人数	35	37	38	40
施設入所支援	月実人数	70	70	69	68

(4) 相談支援

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

障害のある人または保護者が、障害福祉サービスを適切に利用することで自立した生活を営むことができるよう、支給決定を受けた人の心身の状況や、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を考慮して、サービス利用計画を作成します。

計画相談支援については、第4期の実績を踏まえ平成32年度の利用者を295人と設定しました。

全てのサービス利用者が支援を受けることができるように、計画相談事業所等へ働きかけて相談支援専門員の育成をはかり増員を目指します。

地域移行、地域定着支援については、各事業所の整備状況及び地域における居住スペースや日中活動の場の整備状況を踏まえ32年度の見込み量を各1人としました。

区 分	単 位	平成29年度 (推計)	平成30年度 (見込)	平成31年度 (見込)	平成32年度 (見込)
計画相談支援	実利用 者数	285	285	290	295
地域移行支援		0	0	0	1
地域定着支援		0	0	0	1

2. 地域生活支援事業の実施について

地域生活支援事業は、障害福祉サービスに係る給付と並んで、障害者および障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営む上で極めて重要な事業と位置づけられています。

地域生活支援事業の見込量は、第1期から第4期の利用実績や今後の基盤整備の動向を踏まえつつ、次のとおり設定します。

なお、見込量の確保にあたっては、サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

(1) 地域生活支援事業（必須事業）

① 相談支援事業

相談支援事業については、市の窓口のほかに、事業所に相談業務を委託して事業を進めていきます。障害のある人が、地域で気軽に相談支援を受けられるような支援体制を整備し、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。

また、相談支援事業の充実と機能強化を図るために相談支援事業所とともに、地域自立支援協議会の個別会議や専門部会等と連携し課題解決に努めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見制度における後見等の業務を適正

に行うことができる法人を確保できる体制整備を行うとともに、法人後見の支援対策を検討していきます。

相談支援等事業の見込量

区 分		年 度	単位	平成	平成	平成
				30年度	31年度	32年度
相談支援事業	障害者相談支援事業 (メイプル)		箇所	1	1	1
	地域自立支援協議会		-	有	有	有
成年後見制度利用支援事業			人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業			有無	検討	検討	検討

② 意思疎通支援事業

この事業は、視覚や聴覚に障害があり意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業と、手話奉仕員を養成する事業の二つがあります。

手話通訳者派遣事業については、事業に関する周知を行いながら、日常生活において手話通訳を必要としている人の利用促進を図ります。

また、手話奉仕員養成については、鹿行手話奉仕員養成委員会へ委託し、近隣市及び関係機関と連携を図り、手話奉仕員の養成を進めていきます。

区 分		年 度	単位	平成	平成	平成
				30年度	31年度	32年度
意思疎通支援事業			人	3	3	3
手話奉仕員養成研修了者数			人	1	1	1

③ 日常生活支援事業

障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、介護・訓練支援用具等の給付やストマ用品等の排泄管理支援用具等の給付を行います。

区 分		年 度	単位	平成	平成	平成
				30年度	31年度	32年度
日常生活用具等給付	介護・訓練支援用具 (介護ベット・特殊マット、 特殊尿器、移動リフト等)		人	3	3	3
	自立生活支援用具 (入浴・浴槽用いす、すのこ、 ポータブル便器、つえ等)			3	3	3

日常生活用具等給付事業	在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器、透析液加温器、ネプライザー等)	人	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具 (拡大読書器、文字読み上げ装置、点字器、人工喉頭等)		3	2	2
	排泄管理支援用具 (ストマ用品・洗腸用具、紙おむつ等)		120	120	120
	居宅生活動作補助用具 (居室、玄関、台所、トイレなどの住宅改修(風呂以外))		2	2	2

④ 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出のための支援を行います。

区 分	年 度	単 位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援事業(市社協、襲の会、ユーアイ)		人	20	20	20

⑤ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、在宅の障害のある人の日中の活動の場として、社会福祉法人やNPO法人に委託して実施します。

区 分	年 度	単 位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援センター	I型 メイプル(精神)	箇所	1	1	1
		人	3	3	3
	III型(精神) れいめい	箇所	2	2	2
		人	3	3	3
	スマイルハウス	人	3	3	3
	III型 ドリームハウス(知的・ 身体)	箇所	1	1	1
		人	8	10	12

⑥ 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業

アンケートから、差別や偏見を感じている人や「障害に対する理解が少ない」と感じている人が少なくない結果が出ています。

障害者差別解消法が平成28年4月から施行されましたが、障害を持っている人が嫌な思いをしないで生活できるよういろいろな場で啓発を深めていきます。

⑦ 障害者等、家族、地域住民が自発的に行う活動に対する支援事業

障害のある人及びその家族等が自主的に行う活動については積極的に支援を行います。

(2) 地域生活支援事業（任意事業）

区 分		年 度	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活 支援	訪問入浴サービス		件	3	3	3
	日中一時支援事業		人	33	35	37
社会参加 支援	自動車運転免許取得費助成事業		件	1	1	1
	自動車改造費助成事業		件	1	1	1
	スポーツ講習会		回数	2	2	2

第4章 計画の点検及び評価

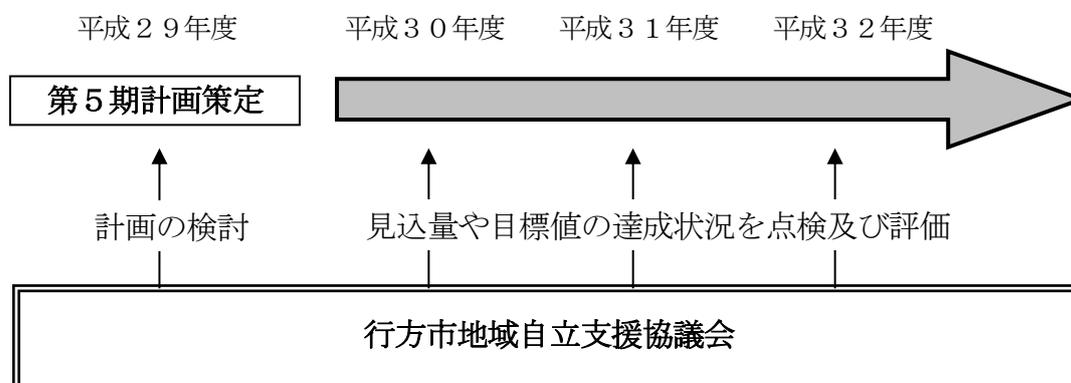
1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

福祉施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価します。

2. 点検及び評価体制

今後は、「行方市地域自立支援協議会」が計画を点検及び評価する役割を担い、関係機関の参加のもとで、毎年度点検・評価を実施します。



3. 自立支援協議会の役割

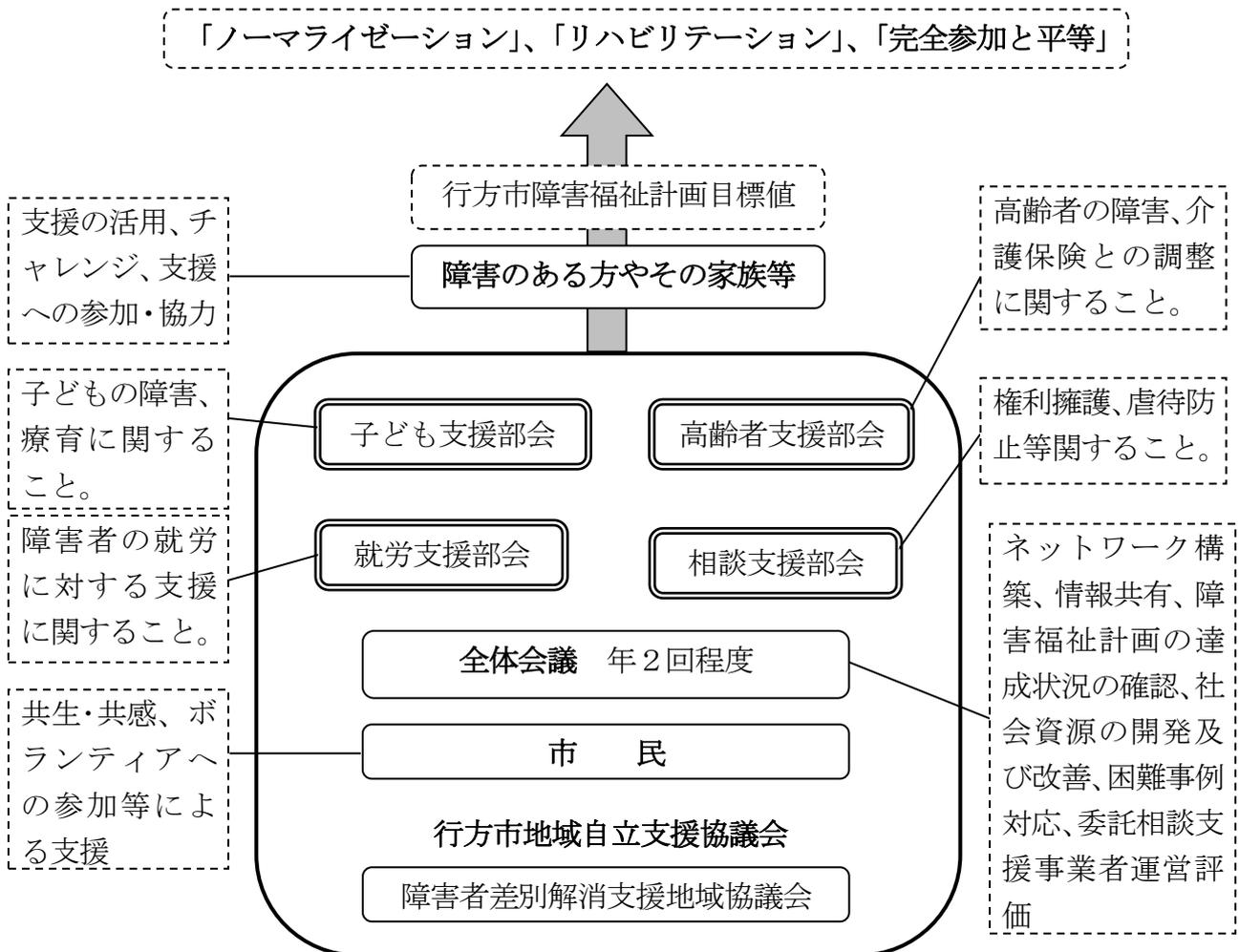
行方市地域自立支援協議会は、障害のある方の地域生活を支援するため、相談支援事業をはじめ地域の障害福祉に関するシステムづくりにおいて、中核的な役割を果たし、次の事項について協議を行う場です。

【協議事項】

- ・福祉、保健、医療、教育、雇用等の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
- ・行方市障害福祉計画の達成状況の確認
- ・地域の社会資源の開発及び改善
- ・困難事例の対応の協議
- ・個別の支援検討会議

なお、協議会は全体会議と個別会議で構成しますが、専門部会として①子ども支援部、②高齢者支援部、③就労支援部、④相談支援部を設置しており、必要に応じ専門部毎の課題に対して検討会議を開催し、全体会議で深めていきます。

【行方市地域自立支援協議会の役割と運営のイメージ】



第 4 部

行方市第 1 期障害児福祉計画

第4部 行方市第1期障害児福祉計画

第1章 障害児福祉計画

1. 障害児福祉計画について

平成28年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から市町村及び都道府県に障害児福祉計画の作成が義務づけられました。

市町村障害児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量、見込み量を確保するための方策を定めます。

なお、国の基本指針に基づき、新たな障害児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

(1) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援等。

(2) 発達障害者（児）支援の一層の充実

- ・発達障害者（児）支援センターの設置等の適切な配慮を行うこと。
- ・居宅訪問型児童発達支援の創設

※外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス

2. 計画の策定にあたって

(1) 主な取り組み

- ① 障害や疾病などで不安を感じている子育て家庭に対し、個別の相談支援を行います。
- ② 障害がある児童に対して、地域の身近な場所で指導や訓練など専門的な支援を行います。
- ③ 障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を推進するため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等に努めます。
- ④ 特に援助が必要な子どもと家庭の生活基盤安定に向け関係各課、関係機関との連携強化をはかり、早期対応に努めます。

3. 障害児福祉サービスの内容

(1) 障害児通所支援

事業名	内 容
放課後等 デイサービス	就学している障害のある子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

(2) 児童発達支援

事業名	内 容
児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害のある子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

(3) 保育所等訪問支援

事業名	内 容
保育所等訪問 支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害のある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

(4) 障害児入所支援

事業名	内 容
障害児入所支援（福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援）	障害児入所支援には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。 障害児入所支援では、施設に入所している障害児に対して保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行います。

(5) 障害児相談支援

事業名	内 容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

第2章 計画期間の成果目標の設定

1. 第1期計画における成果目標の設定

(1) 児童発達支援センターの設置への施策

本市は、児童発達支援センターの設置基準となる保育士等の専門職確保などの問題を抱えるとともに、財政的にも厳しい状況にあり、圏域（鹿行地域又は銚田・潮来保健所管内など）での協議の場の設置及び障害児支援の提供体制の整備や確保の協議を進めます。

項目	数値	国の指針による考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	<ul style="list-style-type: none"> 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

実施機関、健康増進課（子育て包括支援センター）、保育所・幼稚園、教育委員会等と緊密な連携により保育所等訪問支援の実施体制の確保に努めます。

項目	数値	国の指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	<ul style="list-style-type: none"> 平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

(3) 心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については、鹿行圏域内のサービス提供事業所へ働きかけ、関係する鹿行5市と連携を図りながら、平成32年度末までに事業所確保に努めます。

障害児に対する日中一時支援や放課後等デイサービスの利用者は増加していますが、市内で利用できる事業所はまだ少なく人数や時間に制限があるため、他市の施設を並行して利用する場合も多くみられます。身近な地域でサービスを受けられるような支援体制が望まれています。

項目	数値	国の指針による考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所	<ul style="list-style-type: none"> 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

医療的ケアの必要な子ども達（医療的ケア児）が適切な支援を受けられるよう、鹿行圏域内の5市で連携して協議の場を設け、必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

項目	数値	国の指針による考え方
医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 ・市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置をめざします。

項目	数値	国の指針による考え方
医療的ケア児を支援する体制構築	1人	・上記の医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

第3章 障害児福祉サービス等の必要量の見込み

1. 障害児福祉サービスの見込み量

(1) 障害児通所支援

項目	単位	※利用実績			第1期			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
デイ放課後等サービス	計画値	利用人数	28	30	32	27	28	30
	実績	(実人/月)	15	21	21			
	計画値	利用日数	235	253	271	405	420	450
	実績	(人日分/月)	158	253	252			
一人当たり見込み利用量	人日/月	8	8	8	15	15	15	

(2) 児童発達支援及び医療型発達支援等

項目		単位	※利用実績			第1期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	計画値	利用人数	4	4	4	4	4	4
	実績	(実人/月)	1	3	5			
	計画値	利用日数	62	62	62	62	62	62
	実績	(人日分/月)	20	32	61			
一人当たり見込み利用量		人日/月	15	15	15	15	15	15
医療型発達支援	計画値	利用人数	0	0	0	0	0	0
	実績	(実人/月)	0	0	0			
	計画値	利用日数	0	0	0	0	0	0
	実績	(人日分/月)	0	0	0			
一人当たり見込み利用量		人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童発達支援 居宅訪問型	計画値	利用日数 (人日分/月)				0	0	0
	実績					0	0	0
一人当たり見込み利用量		人日/月						

(3) 保育所等訪問支援

項目		単位	※利用実績			第1期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
保育所等訪問支援	計画値	利用人数	0	0	0	0	0	0
	実績	(実人/月)	0	0	0			
	計画値	利用日数	0	0	0	0	0	0
	実績	(人日分/月)	0	0	0			
一人当たり見込み利用量		人日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(4) 障害児入所支援

項目		単位	※利用実績			第1期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
入所支援 福祉型児童	計画値	利用人数	-	-	-	-	-	-
	実績	(実人/月)	0	0	0			
入所支援 福祉型児童	計画値	利用日数	-	-	-	-	-	-
	実績	(人日分/月)	0	0	0			

(5) 障害児相談支援

項目		単位	※利用実績			第1期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害児相談支援	計画値	利用人数	26	28	30	31	32	34
	実績	(実人/月)	22	25	32			

※利用実績は平成27～28年度は3月末、平成29年度は12月末現在

付属資料

付属資料

1. 行方市障害者計画策定委員会設置要項

平成18年6月20日
行方市告示第56号

(設置)

第1条 行方市障害者基本計画並びに同障害福祉計画（以下「障害者計画」という。）について審議するため、行方市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 障害者計画の策定に関する事項
- (2) その他障害者計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医師会の代表
- (2) 理学療法士会の代表
- (3) 民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 身体障害者協議会の代表
- (5) 障害者相談員の代表
- (6) 福祉作業所指導員の代表
- (7) 鹿行地方総合事務所の代表
- (8) 銚田保健所の代表
- (9) 養護学校の代表
- (10) 常陸鹿嶋公共職業安定所の代表
- (11) 行方市社会福祉協議会の代表
- (12) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、事案に係る委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を、市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

2. 行方市障害者計画検討委員会設置要項

平成18年6月20日
行方市告示第57号

(設置)

第1条 行方市障害者基本計画並びに同障害福祉計画（以下「障害者計画」という。）の策定を行うため、行方市障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 障害者計画を策定するための検討に関する事項
- (2) その他障害者計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員は、市長部局及び教育委員会部局職員のうちから、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に係る職員に対し、会議への出席を求め、当該事業等について説明、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

発 行 平成30年3月

企画・編集 行方市 保健福祉部 社会福祉課

茨城県行方市玉造甲 404 番地

TEL 0299-55-0111



